

総務文教委員会記録

令和3年9月9日（木）

10時03分～17時15分

全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長

三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】 小川議員

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長

（総務部） 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長、

（地域政策部） 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活動支援課長

濱見人権同和教育啓発センター所長

（金城支所） 篠原支所長、岩崎防災自治課長

（弥栄支所） 外浦支所長、馬場防災自治課長

（三隅支所） 田城支所長、小松防災自治課長

（教育委員会） 岡田教育長、河上教育部長、猪木迫教育部参事

龍河教育総務課副参事、山口学校教育課長、鳥居学力向上推進室長、田中文化スポーツ課長

（健康福祉部） 板本健康医療対策課長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について
- (2) 陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について
- (3) 陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について
- (4) 陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について
- (5) 陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について
- (6) 陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について
- (7) 陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について
- (8) 陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について
- (9) 陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について
- (10) 陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について
- (11) 陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について
- (12) 陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について
- (13) 陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について
- (14) 陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について
- (15) 陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (2) 陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (3) 陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について **【賛成全員 採択】**

- (4) 陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (5) 陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (6) 陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (7) 陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (8) 陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (9) 陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (10) 陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (11) 陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (12) 陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (13) 陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (14) 陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (15) 陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- 3 議案第64号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 4 議案第66号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 5 議案第74号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について **【全会一致 可決】**
- 6 議案第75号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について **【全会一致 可決】**
- 7 議案第76号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について **【全会一致 可決】**
- 8 議案第77号 浜田地区広域行政組合規約の変更について **【全会一致 可決】**
- 9 同意第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について **【全会一致 同意】**
- 10 同意第 4号 浜田市教育委員会委員の任命について **【全会一致 同意】**
- 11 同意第 5号 浜田市公平委員会委員の選任について **【全会一致 同意】**
- 12 執行部からの報告事項
- (1) 浜田市総合振興計画、定住自立圏共生ビジョン及び総合戦略の進捗管理について **【政策企画課】**
- (2) 「元気な浜田づくり市民委員会」の開催について **【政策企画課】**
- (3) 市内ケーブルテレビの今後の方針について **【政策企画課】**
- (4) 高速バス「高速広浜線（いさりび号）」の減便等について **【地域活動支援課】**
- (5) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）の策定について **【人権同和教育啓発センター】**
- (6) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）の策定について **【人権同和教育啓発センター】**
- (7) 弥栄サービスステーション支援の状況について **【弥栄支所防災自治課】**
- (8) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について **【学校教育課学力向上推進室】**
- (9) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の開館日変更について **【文化スポーツ課】**
- (10) その他
- 13 所管事務調査について
- (1) 8月14日大雨災害時の対応について **【防災安全課】**
- (2) 浜田市の日本遺産について **【文化スポーツ課】**
- 14 その他
- 15 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて **【総務文教委員会分】**
(委員間で協議)

【議事の経過】

〔 10 時 03 分 開議 〕

西村委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題に関係のある管理職のみの出席で、できるだけ密を回避しようということで、議題によって、執行部等の入れかわりをお願いしている。陳情関係、議案審査、報告事項と所管事務調査の大きく三つのところで休憩を入れて、入れかわりを予定しているので、ご協力をお願いします。

なお、マスクを着けていることもあって、音声聞き取りにくいというご意見が届いている。質疑・答弁の際には、委員、執行部ともに、マイクを近づけて簡潔明瞭に発言していただくようお願いする。

それでは、レジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

西村委員長

15件の陳情が付託されているが、その全てについて、意見陳述の希望があったため実施する。まず、陳情者から1件ずつ趣旨や意見等を述べていただき、委員から質疑があれば行う。陳情者からは質疑はできないこととしている。

また、意見陳述の時間は1件につき3分以内なので時間厳守をお願いします。2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので終了していただきたい。

意見陳述の内容は、当該陳情に係る内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでもらいたい。なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。

意見陳述を全て終了した後、引き続き陳情審査、陳情の採決を行うのでよろしくをお願いします。

(1) 陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について

西村委員長

陳述者（三島氏）

意見陳述をお願いします。

浜田市では平成16年から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者制度で運営する施設について共通する一般的な指標、浜田市指定管理者制度運用ガイドラインが令和2年3月に策定された。浜田市は既に指定管理者制度で運営している施設について、毎年モニタリングレポートを市のホームページで公表しており、利用状況や収支報告、課題や改善について示している。しかし指定管理者制度で運営している全施設について、さまざまな指標を横断的に一目で比較できるような資料が公表されてないため、施設同士を比較したい場合、それぞれのモニタリングレポートを全てチェックする必要がある。

各施設のモニタリングレポートと併せて、全ての指定管理施設について利用状況や経営状況に関する指標を横断的に示したものを他市のように公表していただければ、極端に指標の数値の高いものや低いものについて気づきやすくなり、さらなる改善につなげやすくなる。

また公共施設再配置等の検討のときに施設利用者一人当たりの市の負担や、受益者がどの程度負担しているかが一目で横断的にわかるため、将来にわたるサービスの維持提供のために適切な受益者負担、利用料金の改定などを求めることで市の指定管理料、ランニングコストについて将来にわたりどの程度縮小することができるかといった分析も行いやすくなる。

公共施設であっても受益者負担の原則は適用されなければならないため、横断的に指標を示すことで維持管理にかかるコストに対し、極端に利用者一人あたりの負担が少ない施設などは見直しを行うなど、市民への合理的な説明も行きやすく、市の支出抑制につなげることも期待できる。

複数の機能を持つ施設について、浜田東公園、三隅運動公園、サン・ビレッジ浜田などは、施設の機能ごとに算出することが可能であり、より公正・公平な評価や改善を行いやすくなる。全ての対象施設についてモニタリングレポートを作成されているため、収支報告等の数字を使えば技術的な課題はない。データはあっても生かしくい状況なので、横断的に施設の運営や経営状況を比較できれば、さまざまな場面で利用しやすくなる。必要な検討と議論をよろしく願います。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手で願います。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について

西村委員長

陳述者 (三島氏)

意見陳述をお願いします。

浜田市では随時、市政に関して市民から窓口・メール・文書などで相談や質問、要望を受け付けている。これらの中にはその場で解決できるものと、調査や回答に一定の時間がかかるものがある。各担当課もたくさんの方の通常業務を行っており、その中でさまざまな市民からの相談や照会に対応してくださっている。そのため「調査します」や「検討します」といった回答をくださった場合、一定の時間がかかるのは当然である。しかし民間事業者であれば「調査します」、「検討します」だけで放置した場合、その事業者は取引先からの信用を失い、取引がなくなり、経営に影響を与えかねない。そのため、いつまでにという期限をつけて相手に結果を返している。

浜田市では、浜田市議会、地域協議会、パブリックコメント、その他の集会、附属会議、市長への陳情や請願、担当課への市民からの照会などについて、「調査します」、「検討します」といった回答をすることがよくあるが、その際ははっきりと期限について設定されないことが多いと感じる。

例えばサン・ビレッジ浜田について、現在、指定管理者の募集が行われており、この施設のスケート場を存続するのか用途変更するのかは、指定管理者の業務内容や収支、人員配置などに大きく影響を与える。令和4年から令和8年度の5年間、冷凍機を更新せず、冷凍機が故障した現状のままスケート場として運営をする、ただし途中で用途変更もあり得るという内容で募集を行っていた。途中とは指定管理2年目だが、そこで用

途変更する可能性があるのであれば、経営や雇用に影響を及ぼすため指定管理者制度運用ガイドラインに従って、変更後の業務内容や収支の想定、人員配置を含む業務仕様書で詳しく示す必要があるが、応募を検討する事業者から判断に必要なため、これらを示した上で募集期間を延長してほしいとの要望に、担当課は「示せるものがない、示す必要はない」との回答だった。

浜田市スポーツ施設再配置整備計画では、スケート場を用途変更と決めた段階で用途、工事費用、利用者数を想定していなければならないが、何も決まっていなかったため示せないとの回答だった。

浜田市が議会や市民への回答の中で調査検討するといったことについて、長すぎない期限を設定し、業務に取り組んでいただけるよう、必要な議論の上、執行部に善処要望をされるようお願い申し上げる。

西村委員長
牛尾委員

委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

後段にあった、市民としてとても残念な思いを何度もしているとあるが、具体的な内容を披露できればお願いします。

陳述者（三島氏）

陳情書に書いてある内容を読み飛ばしているが、例えば今年、令和3年4月6日に市長への陳情を行っている「サン・ビレッジ浜田アイススケート場存続の検討について」に対し、4月6日に陳情を行い、4月20日に市長名で「さまざまな観点から再度検討したいと考えている」と回答をもらっている。8月17日、担当課に進捗について問い合わせたところ、他県の施設の調査や、回答の中にある活用策の検討など、何も行ってない、今後行う、期限については回答できないとの回答だった。

いろいろな業務が忙しいのもわかるが、検討する、調査すると言ってもらった時点で、仕事を受けた時点で、何かしら期限について、例えば検討して1週間以内にその期限については回答するとか、今月中にはどこどこまでやるといったようなことを返さないと、受け付けて、やると言ってくれても、結果的に市民の信頼を裏切るといえるか、失っている状態になりかねないので、それは市としてもデメリットなのではと思う。

西村委員長

ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

(3) 陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について

西村委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

私は検討することを求めているので、ここで考えてくれということの採択を望んでいるわけではない。検討を望んでいるわけだから、検討の結果、反対でもよい。検討を反対されないようにお願いします。

趣旨から。交通事故防止の簡単な対策を考えてほしいということである。人は悪くない、車は悪い、交通事故は大体そのように決まる常識がある。しかし、あまりにも人が注意を払わないことに疑問を感じる。例えば横断歩道でも、左右の車のことなど、全く気にせず渡る人がいる。万が一車が突っ込んできたらよけられない、どうするのだろうと心配になる。また、車がとまっていたら、早歩きくらいしてもよいではないかと思うがゆっくり歩く。また車の運転手も歩行者が急ぎ足で渡ってくれた場合は、会釈くらいしてもよいのでは。こういうイメージである。

子どものころ学校で見た映画で、歩行者は走ってくる車の運転手の顔を見ろと教えられた。運転手の顔を見ると、こちらを見ているか、違うほうを見ているか。違うほうを見ていて減速しないなら、急いでよけなければいけない、こういうことらしい。危険を回避できる。

こういう意味で小さいことを上げると切りがないが、横断者の事故防止と精神的な温かさ、両面でプラスになると思うので、交通事故防止の観点で簡単な対策を考えることを検討していただきたい。

この前、挨拶の陳情をしたが、そのようなものはここで検討する必要はないとの話があったが、そのように言わずに、検討して、否定してくれ。

トラックなどでも、右に行きたくてとまって待っているとパッシングしてくれる。あれは気持ちよいし、交通渋滞も防げる。そのような流れをつくる。そして交通事故防止、心も温かい。こういうことを検討していただきたい。

西村委員長
上野委員

委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

学校などで子どもへの指導などされていると思うが、そういうものも聞かれたりされたか。

陳述者（森谷氏）

学校に行って聞くことはしていない。私が感じたり、大人同士の話で非常に多くから同意を得た。ここで陳情するのは、私一人だが、背景には何十人という人の話を聞いて陳情に上がっていることもお忘れなく。

西村委員長

ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

(4) 陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

自治区制度はなくなり、そのかわりにという言い方が正しいかどうかわからないが、協働のまちづくり推進条例が制定された。それに基づく推進のさらなる検討を求める陳情である。

各課の横断的な条例として、協働のまちづくり推進条例、26条ができた。1年たつが、様子見はほどほどにして積極的に動いてもらいたい。

市民の定義は町内会、住民、通勤・通学者、会社、自治会などだが、市民で情報を共有し、各人が主役として積極的に参加しようとして書いてあるが、逆に主役として積極的に参加しようとして行動に移ると、迷惑そうな雰囲気があると聞いている。

ごみの件、回覧板の件、町内会加入の可、不可の件、600ある町内会がばらばらでよいはずがない。実際には町内会が過度に独立性を持っている。規定では浜田市が指導するようになっているが、そのために町内会の情報がオープンにされず、どこが何をやっているのか見えてこない。見えてこないために町内会を移って初めて、前の町内会の異常さがわかるということもあるようである。

条例を読み込み、町内会などで、できるものから手をつけていくべきではないかと思う。それを検討していただきたい。

西村委員長

この陳述について質疑等あれば挙手でお願いします。

（ 「なし」という声あり ）

(5) 陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について

西村委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。
今までもだが、議会運営委員会の陳情の際には5件分の陳情に対して質問がゼロだった。議員間のやりとりの中では質問してもらえれば説明できた反対意見がたくさんあった。双方向のやりとりがなく、議論が深まることはない。欠席裁判のようなものは不毛だと思うので、ぜひ意見を、質問をしてくれ。

国の差別がある、地域的差別がある、身体的差別、これをよく障がいという。しかし、障がい者側から外に向けて積極的に輪が広がるようなチャンスは非常に少ないと思っている。その一方で、健常者と障がい者のカップルや結婚は増えていると思っている。実際にY o u t u b eにアップしているカップル、デフサポチャンネルというのがあるが、女性は耳が聞こえない、男の人は普通。その女性は、大学は神戸大学に入り、会社はソニーかパナソニック。二人の子どもは、また障がいを持っている。そういうカップルでも楽しく生活しているように見える。そういうことがあるので、障がいとは特徴に過ぎないという認識、健常者とは普通に全てが機能するような特徴に過ぎないという、障がいという意識を捨てて、差別のハードルがだんだん下がっているような気がするので、ぜひチャンスを与えるよう推進を検討してほしい。障がい者と健常者の接点を多くすること。何と言われても思いつかないが、議員または執行部で考えてもらうことを検討するようお願いする。

西村委員長
西田委員

委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。
この陳情を出されたきっかけは何か。パラリンピックもあったが、そういう思いを強くされたきっかけはどういうことだったか。

陳述者（森谷氏）

乙武氏が世に出てきたあたりから、障がいとは特徴だと言われていて、私も非常に納得してきた。しかし、出会いの場はないし、どうするのだろうかというのは、皆簡単にクリアしている。耳の聞こえない人に対しては肩をたたくとか、当たり前のこと。手話ができなくても子どもころから勝手に口の動きで言葉がわかるようになった、そういう感じなのである。したがって我々が思うほどの垣根はないし、うまくいっている人たちもたくさんいると思うので、チャンスをもっと増やすべきではないか。今回のパラリンピックは、この陳情とは全く関係がない。

西村委員長

ほかに。
(「なし」という声あり)

(6) 陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について

西村委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。
宿泊施設、イメージとしてはホテル。ホテルの活用を検討することを求める陳情である。

まちづくりセンターの稼働率や学校の稼働率はものすごく低い。それこそ避難場所の稼働率などは、災害が起こったときに利用する。そのために大きなお金をかけて避難場所をつくるよりも、SDGs、継続性、それから無駄かどうかを考えて、場所を借りるほうがサービスに貢献す

るのではないかということを検討してほしい。

避難場所、例えば集会所みたいなところが避難場所になるが、プライバシーがない。飲食設備も入浴設備もないので、二の足を踏む人が多い。しかし、避難所にホテルを利用すればどうか。移動はあらかじめ公共交通などのバスを使って移動する。ホテルだから飲食はできるし、風呂もある。さらに災害時ならホテル客も少ないため、ホテルにとってもありがたい話ではないか。細かくは詰めてないが、集会所などを設定するから出足が鈍るのではないか。ホテルに行けるとなればプラス効果で、早目に避難する意識にもつながると思う。

コスト計算は30年、60年もつ集会所をつくるのと、ホテルを利用する、どちらが高いか安いかは、煮詰めていく必要があると思うが、それほど変わるものではないと思う。したがって検討していただきたいということを陳情する。

この陳述について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

進行を交代する。

最近はずごく被害が大きい状況というのが全国あちこちで出るような状況で、要するに高齢者避難や、全員対象の避難などがあって、趣旨はわかるがホテルを指定しようがない状況が結構多いのではないか。そうでないときに提案されているのかもしれないが、それはどのようにお考えか。

それについては今初めて考えるが、優先順位をつければよい。高齢者や障がい者からホテルへ行き、健康な人は、今までどおりのところでよい。あらかじめすみ分けしておけばよい。

災害が近づけばホテルのほうから空室を浜田市に提供すればよい。今回は第三中学校が避難地域。高齢者避難があった。しかし高齢者避難とはレベル3の避難のやり方だが、実際にはレベル4、つまり全員避難のレベルを超えていた。しかし、なぜか高齢者だけ避難ということで、間違った避難。今でもホームページに載っているが、市と県の予想が、水位が下がるということで、危険なときは一番危険な情報を取るべきである。安全な情報があったからといって、安全な情報と一緒にしてはいけない。今回、本部長は同窓会に出て、おられなかったが。これも危機感に欠ける。

危機感についても、避難所のことについても、工夫すれば、情報を取れば何とかなる。よろしくお願いします。

進行を交代する。

西田委員。

今の話を聞いていて、ホテルも優先順位などもあって、ホテル自体も避難場所としては厳しいところもあると思うので、優先順位をつけることは理解するのだが、恐らく市の考え方としたら、そうした避難場所については、私の考えだができるだけ安全な公共施設を利用して、コストがかからないところをまず優先するという考えが主だと思う。

ホテル側から提供すればよいとの話だが、いずれにせよホテルも民間なので何らかのコストがかかって誰かが負担せざるを得ないと思う。

できるだけ公共施設を使うという市の考え方と、今の考え方との接点

西村委員長
芦谷副委員長
西村委員長

陳述者（森谷氏）

芦谷副委員長
西村委員長
西田委員

陳述者（森谷氏） をどのように持っていけばよいか、陳情者に伺う。
 深く考えたことはなかったが、今考えてみると私がホテル側だとしたら、5千円で泊まれるところが災害時は2、3日埋まらないと想定されるのだから、赤が出ない範囲で値下げする。仮に2千円で100人避難したら20万円のコストなので、コスト、コスト、公共施設と言うことでもない。
 集会所などは公がお金を出して建てることになるので、そのコストと平均しなければいけない。建設コストは要らない。そういうやり方で、集会所などの建設をほどほどにするという選択も出てくると思う。検討してほしいというお願いなので、ぜひ検討してほしい。検討してダメなら、ダメで構わない。

西村委員長 ほかに。
 （ 「なし」という声あり ）

(7) 陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について

西村委員長
 陳述者（森谷氏） 意見陳述をお願いします。
 スキー事故は4年前の1月になる。対応が遅いということで父兄が、事故から1年たってから、この総務文教委員会で議会に対して10分間発言された。そこで議会に対して四つのお願いがあったが、前回、進捗度も発表すると言いながら、どこに発表してあるかわからない。
 3年たってもまだ解決もしていない。スキー事故の父兄の要求に対して、四つの項目について回答をするよう、教育委員会に働きかけてほしい。事故から3年過ぎている。結論としての進展はない。責任が誰にあるかも決まってない。その人の処分がなくてもよいのか、これも決まってない。
 令和元年6月27日総務文教委員会に父親が来てしゃべった。生徒の父親の要望を真剣に受けとめて、要求・質問に応えられるものからでよいから対応してあげてほしい。
 調停に入っているとか裁判に入っているとかを採択しない根拠としてよく上げられるが、その根拠には正当性がどこにもない。それをしても何の法律にも違反しないので、ぜひ推進、検討してあげてほしい。もう3年もたっている。異常だと思う。よろしくをお願いします。
 西村委員長 この件について質疑はあるか。
 牛尾委員 執行部に聞くが、双方弁護士を立ててこの件は係争中だと聞いているが、その後の進展について情報があれば。
 西村委員長 私の采配ミスだった。失礼した。陳述者に対して質問は。
 （ 「なし」という声あり ）

(8) 陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について

西村委員長
 陳述者（森谷氏） 意見陳述をお願いします。
 飲酒運転同乗という、元課長の件で、過去に総務文教委員会で陳情が上がったことがあった。そのときの執行部の答えは、そういう事実があったともなかったとも言えないとの回答だった。その後何度か陳情があったが、その陳情は受け付けられなかった。理由は「変化がないから」とのことだった。あったともなかったとも言えないという回答に変化が

ないから受け付けないというのは、総務文教委員会の姿勢に対して疑問を持つ。そういうところを正してきっちり調べたり答弁をもらったりするのが委員会の仕事ではないか。仕事をしていないことが依然続いているから陳情を受け付けないということで、前向きではない。事実だったら懲戒免職に近い処分に相当すると思う。あったのが事実としても、もう今では処分ができない。なぜなら本人は退職しているから。処分の対象は職員に限るので。

議員も、そういう事実があったともなかったとも言えないという回答をもらって、納得してはいけないのではないか。上記について検討した上で執行部に働きかけてもらいたい。よろしく願います。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手で願います。

(「なし」という声あり)

(9) 陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者 (森谷氏)

それまでに今回も私に対して質問がほとんどないが、多分反対する方はたくさんいると思う。反対されるならここで反対のところを問いただすような質問をしてほしい。

指定管理について利害関係者は審査員になれないと思う。また審査員は別に浜田市の人とは決められていない。しかしここに必ず「受益者」という人が審査員として登場する。この受益者という人こそ読んで字のごとく、利害関係者にほかならない。利害関係者は審査員になれないとしたいながら、一番の利害関係者である受益者を審査員にしている。これは矛盾ではないか。それなら利害関係者を排除せず受益者を入れるか、利害関係者こそ入れてくれるかということ。

外国などは利害関係者こそ入れるべきという考えで入っているそうである。その中で選定委員に選ばれた人は利害関係者だがニュートラルな判断を求められる。そのことも併せて考えていただきたい。利害関係者がいけないなら、受益者こそ利害関係者ではないかと思うし、利害関係者がいけないとする根拠は、私はなくてもよいのではと思う。どちらかはっきりしてくれないと、矛盾状態のまま進んでいる。法治国家の体をなしていないような気がする。何とぞ検討をお願いします。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手で願います。

三浦委員

ニュートラルな判断ができる、できないという話があったが、例えばある指定管理の選定委員会、対象となる施設があって、それを利用するであろう利用者と、例えばもう少しビジネス的にお付き合いのあるようないわゆる利害関係者、それぞれどういう立場でも、あらゆる形でかわる人はニュートラルな判断は、一律できる、できないとお考えか。どのようにお考えか。

陳述者 (森谷氏)

ニュートラルな判断は誰もできる、誰もできないということ。例えば裁判官が自分の親戚を裁くこともあるだろう。それと同じように、知った人が来ても、ひいきする人としらない人がいる。選ぶならひいきしないという前提で、その人を見定めて選ぶべきである。そこがずれている。

どういうことかということ、審査員になってくれる人がいないから、と

いうところから出発している。名前は明かさないとか、前は名札を置いていたが、それも置かなくなった。また専門家からはかけ離れているような人が審査員になっている。そういう状態で、浜田の中でやらなければいけないと書いてないのに、浜田市の中でだけ選ぶから、人が少ないし専門性がない人ばかりになってしまう。

今はリモートができるので市外の専門家に頼んでリモートでやってもらうこともできる。

先ほど三浦委員が言われた件については、誰でもひいきはするかもしれないし、誰でもニュートラルに判断することができるかもしれないので、それは審査員を選ぶ方法によるし、選んだ以上は信頼するしかない。あとは、ひいきしたら本人の刑事罰に相当するかどうかの問題との兼ね合いだと思う。

今は例えば銀行の支店長、転勤があったら頼むということで、全然中立性のかげらもない、形だけのものになっている。種類が変わったり名前も変わったり。我々税理士業界では、十数年以上もずっと同じ税理士が審査員をやっている。それで税理士会では、この人を浜田市から審査員の要望があったが、誰をするかという話は一つもない、指名でずっと続いている。こういうことがあってはいけない。どうも不明瞭なのである。その辺を併せて検討してほしい。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(10) 陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について

西村委員長

陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。

非常に多いのだが、がんとして受け付けない人もいる。回覧板についてメール希望者にはメールで発信してほしいというお願いである。家をあけることがある、多くて読み切れない。私の町も物すごい量である。封筒にばんばんに入って、次に回さねばならないのだが、読んで回すなら1日はかかる感じ。コピーを取るのも写真にとるのもという感じで、読まずに回すしかない状態である。

島根県から来るコロナ情報などは、タップしていくとゆっくり読める。そういう状態にできると思っている。全部やめろとは言っていない、回覧板がよい人はそのまま残せばよい。しかしうちでとまってしまうかもしれないという人もいる。そういう人についてはメール配信されたらどうか。いつもいる人、よく留守にする人、という括り。方法について、今の世の中には問題があるのでは。

浜田市は防犯メールも送っている。学校などはクラスや学校ごとか知らないが、LINEで連絡を取り合っている。それができるなら町内会でもできるのでは。技術的には可能だと思うし、今の世の中で1戸1戸安否を確認するためにか知らないが、回るべき人にだけ回るようにして、選択できるようにすべきではないかと思う。検討をよろしくお願いします。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

(「なし」という声あり)

(11) 陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について

西村委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

市民参加、というのが議会基本条例の大命題になっている。そのために議会を公開するなどになっている。条例というのは、本当に取っつきにくい。民法などは少し前までカタカナだった。条例も読んでいくとルールを知らない人にはわからない。

例えば「浜田市協働のまちづくり推進条例第2条第3項」というのがあったが、①、②、どちらがわかりやすいかお聞きの方は判断してみてもほしいのだが、①市内に居住しまたは通勤もしくは通学する者をいう。②市民とは市内に居住、通勤、または通学する者をいう。私は②がわかりやすいと思う。「もしくは」と「または」の違いを知っている市民がどれだけいるか。「または」は流石にわかる。「または」と「もしくは」の二つあったら区別を知らなければいけないが、「または」の一つだけだったらわかりやすい。このようにわかりやすく、取っつきやすくすることによって、内容は変えないで、そして市民参加に貢献するように条例はつくるべきではないかと思う。

担当課に聞いたらこういう形である、よくあるパターンなのだが、①でも間違っているとは言えないから問題はない。この感覚、私はずれていると言いたいのだが、間違っていなければよいではなく、よりよくしなければいけないだろう。第2条第14項にも書いてある、福祉の増進。増進とはよりよくということ。地方自治法が課長レベルにしみ込んでない。まちづくり推進条例とあって、市民参加を促す条例が、意味なくわかりにくくなっている。これでよいはずがないではないか。これからは市民にも読みやすくつくることを心がけてほしい。このようなことについて、検討して執行部に働きかけていただければと思う。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

（ 「なし」という声あり ）

(12) 陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について

西村委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

市民が傍聴できる会議はたくさんあるが、なかなか時間の都合があってわざわざ行けない。旧郡部からわざわざ来ることはあまり考えられないみたいで、実際一般の人はほとんど出席者がいない。地元の問題が議論されるときは別だが。西川議員だけは必ず出席しておられるが、あれは真似ができない、頭が下がる。

今はZoomという手段もあるし、講堂ABCはテレビ会議システムがあるのでいろいろなことができると思う。Zoomはリアルタイムで発信もできるし、設定で動画の保存も可能なので後からアップすることもできる。録画を見るなら時間と場所が制限されなくなる。自宅でテレビを見る感覚で傍聴もできる。それは議会基本条例で最も重要とされる、市民参加を促すことにもつながる。ぜひ市民参加を促すことにつながるようなZoom等のシステムを検討していただければと思う。これはお金がかからない。サブスクリプションとあって定期的にお金を払う場合でも月に2千円で大丈夫。よろしくお願いします。

西村委員長
西川委員

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。
Z o o mの活用とあるが、Z o o mだと会議室で双方向会議ができるが、傍聴なので私も見たいのだが、単なるY o u t u b eのライブ配信でも見られればよいと思う。Z o o mにこだわっているわけではなく、会議がオンラインで見られたらよいという願意でよいか。

陳述者（森谷氏）

誤解されやすかったので「など」とつけた。Z o o mでもY o u t u b eでも何でもよい。テレビ会議システムでもよい。

西村委員長

ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

（13）陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

できない理由を考える、できる理由を考える、こういうことはよく言われる。これは何でも同じことだと思ふ。できないと思えば何も始まらない。人口減少が大変だと言っている。今、1億2千万人である。僕が子どものころは8千万人で、さらに人口が増えたらどうなるのか、食べるものがなくなると言っていて、1億人を超え、1億2千万人を超え、対応してきた。これこそ何となくSDG sでは。

今度は下がってくるわけだから、風呂の温度が適温に下がるのと同じで、ちょうど良い塩梅になるのではという考えはないのかと思いたくなる。人口減少のメリットを考えるようにしたらどうか。例えば人口減少で何がよいことになるか、そこにスポットライトを当てたらどうか。医師の数が充足し始める。保育園に行く人が少なくなるとすると、保育園は国県市で一人につき1年間240万円の補助が出る。保護者の給料くらい出ている、それが要らなくなる。お金が少なくて済むというのはそこにも一つある。それに発する扶助費が要らなくなる、いろいろなものが要らなくなる。簡単にいうと一人あたりの財政は豊かになる、そういうプラスもある。

それからよく考えてみると魚について、水揚金額100億円が30億円になっている。何とかなっている。海、港は長野県にはないし、邑南町にもない、水揚げはなくても何とかなっている。例えばシンガポール、電気はどうしているのか、軍隊はどうしているのか、水道はどうしているのか、何とかなっている。水道についてはマレーシアからもらっている。同じようにモナコ、バチカン諸国、いろいろなことはどうしているか、ものすごく工夫してやっている。何とかなると考えて検討しなければいけない。ぜひ検討をお願いします。

西村委員長
芦谷副委員長
西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。
進行を交代する。

今おっしゃった範囲内のことは理解ができるが、そのことで、例えば日本の国であれば日本の国が、何を求めたらよいとお考えなのか。私の中では今一つそこがぼやけている。

陳述者（森谷氏）

日本の国に何を求めたらよいのかという質問か。

西村委員長

森谷さんが「人口減少にはメリットもある」とおっしゃったことはわかるのだが、そのことで森谷さん自身は何を追い求めておられるのかが

陳述者（森谷氏）

よくわからない。

簡単にいうと、「気にするな、やらなければならないことはほかにあるではないか」ということ。もう少し詳しく説明する。

最後の陳情と一緒にするのが、人口を増やすこと、減らさないことが問題であってはおかしいと思う。人口が減れば何が起こるか、これがいけないと言わなければ、人口が減ることによってよいことと悪いことがあるわけだから、そこを仕分けして、悪いことが本当に悪いのならそれを直そう。人口が減るから悪いことが起こるとは限らない。この悪いことは人口減少に起因しないことかもしれない。例えば人員が減って学校が閉校した、閉校が悪いのではない、閉校になったら何が悪いのか、閉校になったメリットは何か。プラスもマイナスも何かあるはず。それを本当に考えないといけない。それは何につながるかというと、その人の幸せにつながる。U I ターンや企業誘致などあるが、そのようなものは小手先のことであって人の幸せではない。人は浜田にいても東京にいてもニューヨークにいても、どこにいても個人の幸せがあるのだから、そこにフォーカスしなければいけないと思っている。人口減少だけにこだわってはいけない。もう少し細かく分析しなければいけない。そういう意味で、メリットもあるということを見てみよ、ということにつながる。

芦谷副委員長
西村委員長

進行を交代する。
ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

(14) 陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について

西村委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

例えばスポーツでは皆が応援したり誰がどういう活躍をしたか、割とわかりやすい。和田選手、梨田選手、今なら三浦龍司選手。逆に言うと、人口減少の1人、犯人とまでは言わないが。外に出ている梨田選手、少し前までの久保田市長、坂根さんだって浜田の人口減少の一端を担っていた。しかし誰も彼らに浜田に帰れなど言わない。そういう見方もあることを知ってほしい。

勉強で1番といたって、勉強だから関係ないみたいなものがある。浜田で1番だからといって、島根県で1番とは限らない、また県で1番や4番の成績をおさめても親と先生くらいしか知らない。その人たちを誰も応援できない。知られたくはないかもしれないが、親の知らない道を伝えてあげること、応援してあげること、勉強や学習についても運動と同じようなシステムがあってもよいのでは。坂根さんのように経営者として立派になることもよいことである。銀行員として立派になって教授になって浜田市に帰って浜田市を応援する市長になったのもよいことの一つではないかと思う。そのように、学習のほうでも応援団をつくれるような形で考えてあげてほしい。よろしくお願いします。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

（ 「なし」という声あり ）

(15) 陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について

西村委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

世の中で1番種が続いているのはゴキブリだという。なぜなら環境に対応する天才だから。SDGsとはそういうものではないか。これからゴキブリに会ったら頭を下げてもらってもよいかもしれない。

社会状況の変化に応じて、ということ。今の状態をキープする、例えば5万2千人をキープするのがSDGsではなく、5万人を切ったらそれに対応するのがSDGsなのである。僕は変化に対応することだと思っている。それなら人口が減れば減ったなりをすればよいのだから、人口減少が問題にはならない。

例えば人口減少問題について、子どもを増やすとか、減るスピードを遅らせるとか言うが、今いる子どもにサービスを提供するほうが重要ではないかと私は思う。小手先の企業誘致、UIターンなど考えているが、私は転勤族の子どもなので、川本町にいたら川本が好き、浜田も好き、渋谷も好き、巣鴨も立川も好き。浜田だけを好きになろうと思わない、皆好き。それをここだけと考えられているような気がして少し気に食わない。現状でできることを考えよ。

私は浜田に戻ってきているが、人口の頭数になるために戻ってきたわけではない。自分の幸せな人生を送るために戻ってきている。皆そうだと思うが、幸せは人によって違う。私はこういう幸せを選んだ、皆には皆の幸せがある。

梨田さん、久保田さん、坂根さんたちは浜田を出た。浜田市の人口をマイナスにした原因になっているが、誰も責めない。私が言いたいのはそういうこと。出て活躍することがナンバーワン、浜田にいて活躍するのもナンバーワン、活躍しないのもナンバーワン、これでよい。だから、なぜ浜田にいななければいけないのかという話。皆出ていくが、それで手をたたけばよいし、日本から出て活躍する人だっている。それも手をたたけばよい。そういうことを言いたい。活躍に対して手をたたいてあげてほしい。

私も市長選の際には20%くらい得票しているから、私だけの変わり者の意見という捉え方はせず、バックにいろいろな人の数があるということ判断していただきたい。

西村委員長

この件について委員から確認したいことがあれば挙手でお願いします。

（ 「なし」という声あり ）

ここで5分ほど休憩を取りたい。再開は20分。

[11時 12分 休憩]

[11時 20分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

2 陳情審査

西村委員長

先ほど意見陳述された陳情15件の審査に入る。審査が終了したらそのまま採決を行うのでよろしくをお願いします。

(1) 陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

陳情者のご指摘の意図は理解するところで、参考として提示いただいている3市の評価指標がある。この中に利用者当たりの管理コストや利用者当たりの自治体の投入コストという具体的な項目が設けられているが、現在こうした観点での評価はどのようになっているか。

行財政改革推進課長

事例にある他市の、例えば鈴鹿市の人件費比率や外部委託比率といった指標だが、現在のモニタリングレポートの中ではこういった指標は掲載していない。

三浦委員

施設の目的がそれぞれに異なるというのはもちろんだが、陳情者の指摘にあるように一覧表にすることによって、施設の目的や現状など、何事も比較しやすいように思うが、モニタリングレポート以外で、執行部のほうで他の指定管理施設についてそうした形での比較はされているか。

行財政改革推進課長

例示いただいた他市の経営分析等の指標といった部分については、各施設の経年推移を確認するということで用いられているものと考えている。しかし一覧形式で明確に出ているものはなく、ただ浜田市では令和元年度から、設置目的、規模、利用範囲など、施設様態を、一律ではないが統一的な指標は難しいと判断している。しかしながら可能な項目についてモニタリングレポートから一覧形式での公表を実施している。

牛尾委員

今課長が言われた公表している部分と、陳情者が求めておられる公表の乖離はどのくらいあるのか。

行財政改革推進課長

指標といった部分も施設ごとに掲載している市町村もあれば、していないところもあるが、浜田市として現状は一覧項目として他市にも計上してないものを項目として、例えばモニタリングレポートから捨てる項目として、選定方法や開設日数、利用者数、利用者の備考項目、収入合計、またそのうちの指定管理料や利用料金、支出合計、人件費、収支差し引きといった項目も浜田市では出している状況である。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

これは通常業務のやりとりの中で、質問や要望はさまざま多岐にわたると思うが、それを受けて1週間後までに、翌日までにお返しするといった対応は、全くされていないのか。それともできる限りするようにしているか。そういった対応のスタンスが全庁的に共有されている規則的なものがあれば教えていただきたい。

行財政改革推進課長

期限を定めてというところだが、具体的で明確なルールはないと思っている。しかしそれは期限を定めてお答えできるのが基本的には望ましいとは考えている。

しかしながら、住民との話し合いや協議、または理解が得られないと実際に期限を定めて回答することができないようなものや、それが例えば県国との協議だったり、その先のこともあろうかと思うし、また計画

等を策定してからでないとなかなか具体的な期限を定められないというものもあると思っている。時期や周囲の状況を見ながら検討しなければならないということもあるので、一律で期限を設けることはできないのではと考えている。

西田委員

陳情の趣旨はすごくよくわかる。今までも膨大な数の陳情を出されているが、検討するという回答が大方である。その中で、陳情を出された方は、調査する、検討するという返答が来ると、ある程度の方は「これはもうだめなのだ」と諦める方が多い。正直に申し上げると。

文化スポーツ課長

今回のこの陳情は、すごく真面目に考えられて、真摯な対応を求められていると私は感じているが、執行部としてはどのように捉えているか。

今回陳情に上げられている内容は、市にも陳情されていて、それに対するものである。

検討に入っているが、現状では、着手はしているが内部の協議にとどまっている。以前にもやりとりしているが、現状ではお示しできるものはまだないという回答をしていた。

今回このアイススケート場の検討については、2年間の検証期間というものがある中、さらに別途に再検討ということで、その時点ではまだ期限をお示しすることができていなかった。

この陳情が出されたのが8月18日とのことで、その時点で私はまだこうしたものが出されていることを存じてなかったが、この前後でもいろいろやりとりをしていて、このときには人を呼び込む施設としてアイススケート場を検討していく場合にいろいろ声も聞いていくことを考えると、2年間の検証期間の中で、結果をもとに方針を固めていくが、人を呼び込む施設としての検討にはおおむね今年度いっぱいにかかる見込みと考えている。当初この中でも、多目的室内広場の整備内容の検討ということも、その中で行っていくということで、その旨もお伝えした。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

これが採択された場合、執行部の内部でどのような部署でどのようなことができるのか、私はイメージできないのだが、どういうことをイメージされるかお聞きしたい。

防災安全課長

採択された場合、陳情者が言われる交通事故防止対策について、やはりしっかりやっていくことは非常に重要なことだと考えているし、高齢者の交通事故防止は市としても最重点課題だと考えている。

その中でこれからやっていくこととして、高齢者を初めとした歩行者に対し、交通ルールや交通安全意識の向上を促すため、警察や交通指導員などと連携した、街頭における啓発活動や、交通安全のシミュレーターの機械もあるので、そういったものを活用した参加・体験型の交通安全教育といったものを推進し、運転中の意思表示の重要性、道路横断時の安全確認の徹底、斜め横断など危険な横断をやめ、スムーズな横断に努めることなどを呼びかけていきたいと考えている。

西川委員

啓発がメインになるのかと思っている。陳述の中に、ドライバーと目を合わせるという話が出た。自分は過去3度交通事故に遭っており、3度目は社会人になってから自転車通勤中に背後から自動車に追突されたのだが、その際に警察から、ドライバーと目を合わせるように言われたことを思い出した。

三浦委員

今、これからの話をされたが、現在こうした交通事故防止対策として市で取り組んでいることはどういったことか。

防災安全課長

現状の取り組みは、まちづくりセンターでの交通安全教室、商業施設等で反射材の配布、またシミュレーターの体験や、電動車いす利用者を対象とした講習会、出前講座などを、警察、交通安全協会と連携して行ったり、また、保育園・幼稚園・小中学校・高齢者に対して、交通安全教室等を行っている。

三浦委員

市内で横断歩道がないところを渡る事例が複数あり、交通事故が起こったとか、起こりそうだったという声を伺うことがある。そうした場所に横断禁止の立て看板を立てるとか。それがどのくらい効果があるかは未知数だが、そうした、実際に交通事故が起こりそうな箇所や、そうしたケースが見受けられる箇所については具体的に対策を講じていくということも、啓発以外にやっていくこと、できることも多々あるのではということ、この陳情を通して改めてお伝えしておきたい。そうした部分もぜひ検討していただきたい。

西田委員

私は逆に車ではねたことがある。幸い大事には至らなかったのですが、そういうことがあったかと思えば、中山間地の奥部に行くと、登下校中の小学生が、全く知らない車に対して深々とおじぎをする様子もよく見かけた。

結局これは啓発ではなく教育、教えだと思ふ。一人一人の子どもたちに、危険を予知したり自分の身を自分で守ることをしっかり教えることも大事だと思ふ。恐らく教育委員会では学校現場においてもそういった指導はされていると思うが、その辺はいかがか。

教育部長

一般質問で問われたことがあり、それには生徒指導ということでお答えした。話にあったように、車がどこから来るかわからないことも含めて、一般的な交通ルールを守るのは当然だが、守っていても事故に遭うことがあることもしっかり教えることは必要だと思っている。特に最近信号がない横断歩道で運転手がとまるやさしさ、これもしっかり。これは啓発になると思うが、学校現場でも当然教育するが、その辺の啓発をしっかりしていただければという思いがある。

西田委員

最近スマホが使われる方が多かったり、大人になっても歩きスマホで事故に遭われたりすることが、これからさらに増えてくると思う。そういった意味ではもっと徹底して、一人一人に教育からしていただきたいと思う。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

改めてこの条例ができてから、地域の活動やいろいろな取り組みが、この条例をつかったことによって推進されたか。そういう点はどのように紐づけながら、この条例の意味合いを振り返るといえるか、確認しているか、ローリングしているか。

地域活動支援課長

この条例が施行され、ただいまこの推進計画の策定に向けて準備を進めている。総合振興計画の審議会の中に専門部会をつくり、計画策定の部会を進めているところである。この計画をつくる中で、市民などの意識調査を行う予定としており、それをローリングすることでどのくらい協働というものに対して認識度が上がったかを調査したいと思っている。

三浦委員

啓発活動というのは具体的には、現在どのような形でこの条例の啓発というのは。手法と併せてどのようにされているか少し確認したい。

地域活動支援課長

この条例が公布されてから昨年度末に、協働について意識づけのための職員研修を実施したり、またはオンライン集会、広報を通しての紹介などをさせていただいている。今度の広報はまだ10月号においても、協働についての取り組みを掲載し、市民に取り組みを知っていただく考えである。

三浦委員

この流れで少し意見というか。ここにも、協働のまちづくり推進条例を定めた、その条例の中が何条がこのように書かれていて、ということをお知らせするだけでは、啓発効果があまりないのではと私は思う。

協働のまちづくり推進条例を推進するために、啓発活動、いわゆるプロモーションやPR活動というのはまた別個の話であって、そうしたものを推進するときには、そういった手法はまた別途考える必要があるのだと思う。手法の中にも、条例を制定した、ではなく、その条例をかみ砕いたときにどのように解釈してもらえるか、受け取ってもらえるかという活動は必要だと思うので、そうしたところも、この陳情から改めて必要性を感じたところなので、ぜひ推進していただきたいということを申し添えておきたい。

地域活動支援課長
牛尾委員

重要な視点だと思っているので、取り組みを進めていきたい。

協働のまちづくり推進条例ができてからだと思うが、美川地区では買い物難民等々、いわゆる日配品も買えない状況の中で、このままでは地域に住めないという声随分ある中で、8月からようやく第1・第3土曜日に朝市が開始され、地域に非常に喜んでいただいている。そうしたら各地で朝市が立ち上がったのは、多分この条例ができたおかげだと思う。地域でお互いがお互いを助け合う。十分ではないが、これがますます進化していくのだろうと一定の評価をしている。その辺の認識はどうか。

地域活動支援課長

この条例がきっかけとなったということであれば大変うれしいことだが、条例ができる前から地域の皆で協働が進められていたと思っている。

先ほどお話をいただいた美川の朝市だが、まちづくりの拠点となる美川まちづくりセンターと協力してやっている。こうした取り組みを市民に広くお知らせして、自分の地域ではどのようなことができるのかというきっかけづくりにもなればよいと考えている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(5) 陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
現在でもさまざまな形で出会いの場の創出事業を実施されていると思うが、私の理解では、そうした場にあらゆる人が参加できると思っているのだが、その解釈で合っているか。そうした方々への周知活動をどのようにされているか。工夫されている点や実施されていることがあれば教えてもらいたい。

定住関係人口推進課長

初めに申し上げておきたいのが、現在浜田市直営で男女の出会いを創出するようなイベントは実施しておらず、しまね縁結びサポートセンターが中心となって取り組みを進めておられる。その上で島根縁結びサポートセンターが行っている男女の出会いを創出する事業においては、例えば年齢制限を設けたり、あるいは参加者の趣味関心などに限定してのイベントを実施しているが、障がいの有無についての限定はない。

それから啓発方法についてだが、広報はまだや浜田市ホームページでのご紹介、縁結びの支援団体を通じての情報提供といったもので、こういった出会いの場があることをお知らせしている。

西田委員

障がい者か健常者かの線引きはできず、いろいろな個性という捉え方もあると思うし、多様な出会いの場は考えて実施されているとは思いますが、障がい者の中にもいろいろな、極端な障がいの方もおられたり、ここにあるYouTubeにアップされているカップルは見てわかるような障がい者、そういった方々も出会いによって幸せな人生を送られていると思う。

ただSDGsの、誰一人取り残さないという観点からいくと、今後もっと障がいの方々、いろいろな方々を含めて誰一人取り残さないという視点での出会いも考えていかねばならない時代がやってきているのではと思うが、いかがお考えか。

定住関係人口推進課長

おっしゃるとおり私も同じように考えている。これは男女の出会いの場ということだけでなく、社会活動、社会生活全般の中で、障がい者の社会進出、ノーマライゼーション、バリアフリー化といったことも含めて社会として考えていくべき問題ではないかと思う。これ以上は私も所管が違うので申し上げにくいですが、個人的にはそういうところで障がい者の社会進出が進み、そこから自然と男女の出会いや婚姻に結びつく形が自然ではないかと考えている。これは私個人としての考えである。

牛尾委員

私は障がい者の仲間入りをして4年になる。浜田市身体障害者福祉協会というのがあって、いろいろな障がいをお持ちの方がいらっしゃって、それぞれの団体をつくっておられて、結構元気に活動しておられる。全体の旅行が2泊3日くらい、今はこういう状況なのでないが、全ての団体が一緒になりながら親睦旅行もされているということだ。

ここに書いてあるように障がい者と健常者が一緒にではなく、それなりにそれぞれの障がいを受容しながら元気に活動しておられるというのを、この4年間見てきた。

僕はこの陳情がよい悪いではなく、障がい者は結構タフだし、それなりに仲間をつくって元気に活動しておられるので、あえて行政がこうい

西村委員長

うことを仕掛けるより、むしろ協会への補助金額を少し上げて、その中で各自にがんばってもらうようなことのほうが近道ではないかと感じるのだが、これを聞いても担当課はここにいないだろうからこれで終わる。ほかに。

(「なし」という声あり)

(6) 陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について

西村委員長
三浦委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

昨今のコロナも災害の一つと捉えるなら、地域内にあるホテル・旅館といったところを一定期間の隔離場所として部屋を借りるといった協定を結んでいる自治体の事例もあるかと思うが、そうした意味合いからも、避難所として宿泊施設と連携を取るという考え方について、執行部ではどのように現在考えておられるか。

防災安全課長

避難所として宿泊施設を利活用する協定を結ぶことについては、避難行動の一つとして非常に重要と考えており、市内のホテル等々とそういった協定について現在、話を進めている部分もある。今後とも市内のホテル・旅館業者等と、避難先の協定や活用についてしっかり話をして、災害時に協力いただけるような体制を進めていくよう考えている。

三浦委員

ちなみに現在、民間事業者と協定を結んでいるとか、そういう話を具体的にしているといったことはあるか。

防災安全課長

現在、ホテルと結んでいる協定についてはない。しかし今、一つのホテルと協定について具体的に話を進めている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(7) 陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について

西村委員長

この件については執行部から、関連して報告があるようなので先にその説明を伺いたい。

学校教育課長

金城中学校のスキー事故について対応状況を報告させていただく。このスキー事故については平成30年1月17日に発生しており、既に3年8か月が経過している。これまでの対応として、双方代理人を通じて話し合いを行ってきた。現在、解決に向けて調停の場で話し合うことを双方合意し、先月8月18日に第1回目の調停が行われている。この調停の場には教育委員会、学校からは学校教育課長、相手方のご両親も同席して調停が行われている状況である。

西村委員長
三浦委員

なお、調停の内容については控えさせていただきたい。

説明があった。そのほか、この陳情の関係で執行部に質疑は。

この陳情にあるご父兄の要求される四つの項目への回答についても、係争中につき、その場で対応されていくというスタンスなのか。回答ができるのか、できないのか。したのか、してないのか、どのような現状か。

学校教育課長

まずこの4項目の回答をしたか、していないかについては、過去の発言内容、議会の説明を踏まえ、全て回答していないという認識でいる。

ただ、現在調停、話し合いの場である。この場でこの4項目も含めてきちんと話し合って、合意に進めていきたい。

三浦委員

調停中につき、執行部としては現在、回答できないという理解でよろしいか。このご父兄から四つの質問が執行部に対してあって、回答されていないのは、係争中だからできないのが理由か。

学校教育課長

この4点については令和元年度6月27日の総務文教委員会にご両親が来て、説明された4項目。具体的には、事故の発生要因の責任が1点目、2点目は6月の全員協議会の取材をもとに新聞報道された新聞記事の信憑性、中身としては記事上、一部市が責任を認めるという記載があったことの確認、3点目が教育委員会の事故後の対応、要は報告書の提出などの対応、4点目が県の教育委員会が主導して、第三者による調査委員会を設置して、第三者に報告書を作成してはどうかという提案だった。この4点について、それぞれに回答したという記録はない。ただ1点目の事故発生要因、まさにこの部分が、ご両親が求められている責任の大元の部分で、それも踏まえて調停の中で、その部分も双方合意に至るということで話し合いを行っているところである。したがって報告をしたか、していないかという点については、この中できちんと説明する形で報告をしたいと思っている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(8) 陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

この問題は以前から出されているものだが、執行部からの回答としてはそういう事実があったともなかったとも言えないというものだったかと思う。これについて再度ご説明を求めたいがよろしいか。

人事課長

少し例えという形になろうかと思うが、例えば一つのある事実があったとして、その事実については公表できない内容であった場合に、そういう事実があったかという問いに対して、実際に事実があったのであれば、ないとは回答できない。しかし、公表はできないので、その内容については公表できない内容だと回答した場合、そう答えただけで事実があったことを公表したに等しい回答になってしまう。そうしたことから、これまでこの陳情に対する回答は、存在そのものを明らかにできないという、先ほど委員が言われた回答をさせていただいていたということだ。

三浦委員

つまり、公表できないという回答に等しいという理解でよろしいか。それは少し異なるのか。

人事課長

私の説明がわかりにくかったかもしれない。少し具体的な例を上げて説明したい。例えばある人の病気のカルテがあったとして、その病気について本人に告知されていないようなケース。そういった場合、カルテがあるかという問いに対して、「ありません」というのは嘘の申告になるので言えないが、「その内容は公開できない」と回答した場合には、事実そのものがあったことを公表したに等しくなる。考え方として、そのように、答え方次第で、存在しているかどうかを明らかにしただけで、事実を公表したに等しいことがあるので、こういった処分の案件につい

牛尾委員 ても同じ理由で、非公表のものについては、これまで回答させていただいたように「存在そのものを明らかにできない」という形になる。

3月だか6月だかの定例会議だったと思うが、私も県警本部へ行って、この件について何度も出ているので、非常に微妙な問題ではあるが決着をつける時期が来ていると思うのでとお願いしたが、県警本部からは執行部と同様に、事実の有無を含め一切公表できないと言われた。

人事課長 警察の判断と市の判断をすり合わせた、というようなことはないか。

警察と何かしらのすり合わせたといった事実はない。この考え方そのものは、情報公開制度の中であり、そういったものに基づいたものである。

西村委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

(9) 陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について

西村委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員 ここで指摘されている、利害関係者と受益者をどのように整理されているか。

行財政改革推進課長 指定管理者選定委員会の委員である受益者委員だが、指定管理施設の利用者であり、施設における利害関係者として整理している。これは施設運営において、受益者や関係団体の意見を反映するという位置づけでこのように整理している。

また、審査に当たって受益者委員が申請団体の役員等と親族関係、これは例えばだが、役員の父母、祖父母、配偶者、子、同居人や、申請団体の従業員及び所属されている方、または直近数年以内にその団体に所属していた方については、申請団体の利害関係にあるという位置づけで、この審査会の議事に参加してはならない利害関係者ということで整理している。

牛尾委員 簡単に言うと、申請団体と親族関係や申請団体の従業員でない者で、施設の利用者については受益者委員として審査会の委員になることができると整理している。

行財政改革推進課長 いわゆる行政法でいう受益者と、ステークホルダーの利害関係者とは明らかに違うと僕は思うのだが、執行部はそういう認識か。

西村委員長 おっしゃるとおりである。

ほかに。

(「なし」という声あり)

(10) 陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について

西村委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員 回覧板は市から行政連絡員を通じて全戸に回覧するものと、町内で独自に回覧されるものがあると思うが、市から全体へ回覧するものについて、メール希望者にメール配信することは可能か。

総務課長 この陳情については同趣旨の陳情を、令和2年3月にもいただいており、そのときにも回答しているが、システムを構えてメール配信するには予算もかかってしまうということで、より簡易な方法ではあるが、市のホ

- ホームページの広報広聴カテゴリの中に、市からの回覧というメニューを設け、4月に入ってからだが市からの全市的な回覧文書についてはデータをいつでもごらんいただける環境を整えている。
- 一般的に我々が回覧を拝見するのに、地区行事や自治会・町内会主催は別として、市役所、社会福祉協議会、駐在所、学校などもある。そういう回覧板で各自治会・町内会に回っているものの内容について、確認してほしい。
- 実際に全町的な回覧については頻度で申すと、市からお願いしている回覧文書は大体10件程度でしかない。そのほとんどが、全地域ということではないが、ほとんどが道路工事、あるいは側溝工事、あるいは水道工事などを行うために道路を封鎖したいというようなお知らせが主な内容となっている。
- それ以外に社会福祉協議会や、回覧板で自治会にお願いしている団体はどこがあるのか。
- 回覧でとなると、市で了解を取ったものについては社会福祉協議会。あとは回覧という格好になるかどうかわからないが赤十字関係といった社会福祉系団体からのものがあるかと思う。ただ、社会福祉協議会だよりも、議会だよりも、定例的に発行されるものについては回覧という手法ではなく全戸配布なので、基本的には広報配付時にワンセットにして全世帯に配付しているのが現状かと思っている。
- その場合、社会福祉協議会も含めて、市がするものも含めて、ホームページにはどの程度上がっているか。全部上がっているのか。
- 今ホームページに掲載しているのは全市対象の回覧となっている。例えば昨年の実例で申すと、新型コロナウイルス関係や、あるいは昨年は国勢調査があったので、そういった関係は国や県からチラシなどが配付されるが、その部数に限りがあるとのことで、全戸配布できない場合に回覧で対応している。
- 議員がおっしゃった、地域限定のお知らせについてはホームページでの閲覧には対応していない。今後の検討課題かと思っている。
- ホームページを確認したのだが、情報を取りに行かないといけない。プッシュ型でないということで。回覧は回ってくるものなので、取りに行かないといけない情報は回覧扱いにはならないのでは。
- 今見ると、広報はまだホームページに載っているが、コロナなどの単語で検索しても内容が出てこない。どうなっているのか。
- 回覧の中には今、確か5件ほど回覧文書が入っていると思うが、その中に国勢調査などのお知らせがPDFファイルで提示してあるのではと思う。
- 手元のタブレットで確認して、市からの回覧のコンテンツ一覧は、広報はまだの回覧というところで、広報はまだと9月号、12月号、10月号、五つほどあるだけ。パソコンからの閲覧と違うのか。
- 表題がそうなっているのだが、タイミングとしてそのときにお配りしたという表題のつけ方になっているので、それを開いてもらって初めて内容がわかるような格好になっている。申しわけない。
- 例えば令和2年広報はまだ5月号の回覧というところを開いていただく

と、国勢調査のチラシなどが入っている。要は表題のつけ方が今は、いつお配りした回覧なのかということでお示ししているので、中身までは開かないとわからない。

西川委員

検索窓があるが、コロナや国勢調査で検索したが内容が出てこないのだが。

総務課長

検索に当たっては表題との関連性があると思うので、そういったものがないとヒットしないかと思う。この辺は工夫が必要かと思う。

西川委員

せっかくつくってもらったのだから、工夫が必要かと思うし、最初に言ったプッシュ型でないと回覧板の意味がないと思う。お金のかからない範疇のできるのであれば、検討が要るかと思う。

総務課長

おっしゃることはもっともである。あくまでも従来の回覧や全戸配付をこれに変えていこうという考えは全くない。あくまでも全ての市からの情報を皆にお届けするのが大前提なので、回覧、各戸配付は、ずっと継続していきながら、今陳情者もおっしゃっているように、見たいときに見られるという環境を整えるという意味でこういったコーナーを整備した。

西川委員

見たいときに見られるのが回覧ではなく、必要なことをお知らせするのが回覧だと思うので、使い方の意味が違うような。回覧コーナーとするには少し違う気がするのだが。回覧とは必要な情報を届けるものではないのか。

総務課長

タイミングの問題は確かにあると思うが、陳情者がおっしゃっているのも、大量の回覧文書等が回ってきて、じっくりと読みたい、そういう要望には応えられる環境かと思っている。

西川委員

タイミングをお知らせしないと、いつ回覧が回ったのか、定期的に月初、月末に回るのであればそうだが、緊急でコロナの回覧が回ったときなどは、回覧が来たという情報がないと取りに行けないと思うのだが。そういうのは技術的に無理なのか。

総務課長

今のファイルをコーナーの中に提供するというだけでは、それは困難かと思う。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(11) 陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

女性の検討委員会での検討内で委員から、子どもでもわかる平易な文章にしたらどうかという意見があったと思う。一方は条例なので、少し格付のあるものがよいという意見もあった。それは多分、執行部に持ち帰って検討されたと思う。その経緯について教えてほしい。

政策企画課長

協働のまちづくり条例については委員が言われたように、検討委員会の中で素案等をたたき中で、委員からご意見をいただき、おっしゃるようになりやすいようにというご意見をいただいたものを事務局で修正等させていただき、結果的に今の条例の形で皆にご了解いただいた。市の法令審査で条例の確認していただき、議案等に出させていただき流れてやっているが、できるだけ検討委員でまとめられた条例の内容を尊重

させていただいた中で、この条例をつくらせていただいた。

陳情者がおっしゃるように、確かに読みやすい、読みにくいといった部分も、間違っていないから問題ないということで、読み取れるのであればということでそのままにさせていただいた部分もあるので、この辺はご指摘のように言い方もあったのではと思っているが、検討委員会で決められた内容、もしくはこれでわかりやすいといったところでご意見がなかったものについてはそのままを尊重させていただいた。

西川委員

今思い出したが、その検討のときに法令審査会か委員会か、こういう文章になったけれども、できた暁には誰でもわかるようなダイジェスト版をつくって市民にわかりやすくご説明するとのことだったと思う。それはもう実施されたか。

政策企画課長

条例については4月のときに全戸配付で、条例と条例の逐条解説といったものを記載させていただいたリーフレットは全戸配付で配らせていただいた。また、なかなか条文だけでは特に子どもなどは、わかりにくいのではと、小中学校にはさらにわかりやすくしたリーフレットをつくってご案内をさせていただいた。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(12) 陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

テレビ会議システム以外に、こうしたアプリなどを用いることはこれまで検討されているか。

総務課長

検討していない。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(13) 陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

牛尾委員

昨今の人口減少がいわゆる市長の責任だといった意見を言われる方もいらっしゃるが、江戸時代末期には日本の人口は3千万人だったわけだから、社会が成熟していく中で人口が落ちていくだろうことは大方の見方なので、私はやはり市の政策もここに書いてあることも含めながら、例えば人口が減っていけば地価が下がっていき、1軒の家を持つにも大きな敷地の家が建てられるといったメリットもある。

逆転の発想でそういう政策も打つべきではないかと思っている。前から思っていたが、たまたま陳情者の意見と重なる部分があった。執行部はその辺はどのようにお考えか。

政策企画課長

人口減少においてはこれまでも議会等も含めご意見をいただいていた。なかなか人口減少の歯どめがかからないということで、増やしていく、あるいは現状維持というのでも厳しいといったところで、今回、後期基本計画策定については、いかに人が減っても持続可能なまちづくりや社会であったり、といった視点も取り入れさせていただき、施策を考えていかないといけない、ということでまとめ、提案させていただこうと考え

ている。陳情者がおっしゃるように、減っても逆にメリットも含めての施策をやっていかないといけない、という視点は重要だろうと考えている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(14) 陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

この陳情が採択された場合、どのようなことができるか考えを聞きたい。

学力向上推進室長

陳情者がおっしゃっているのは多分ペーパーテストのことだろうと思うが、なかなか難しいのが現状である。というのが、学力の一部であるという考え方であること、また、テストは非公開の場合が多い。スポーツはそもそもが勝敗を競う特性があるので簡単なのだが、その辺に難しさがある。ただしコンクールなどについて応募していく場合、そこで優秀な者についてはどういう表彰をするか、どういう公表をするか出ているので、そこで競っていくことは可能になる。

直近では先般、少年の主張浜田大会があり、新聞にも載っている。そこにも、優秀な者はこうすると出ている。県では、しまね数リニピックというのがある。これについても優秀者は表彰すると出ている。

科学の甲子園というのがある。これは全国大会だが、これに対する島根県予選もある。これについての結果も我々に届くことになっているので、優秀な成績をおさめた場合はそれを公表していくことは可能になるかと思うが、陳情者がおっしゃるところについては難しい状況にあるかと思っている。

三浦委員

今ご説明にあったように、テストの成績というのは、学力全体の中の一部を表現するものだ。それを、上位を目指してがんばる児童生徒がおられるというのも一方ではある。学習、学力というものをどのように評価してあげたらよいか。この陳情を見て、先ほどの説明を伺いながら、どうしたものかと思う。ご所見があれば伺う。

学力向上推進室長

陳情者と三浦委員がおっしゃっていることに僕も同感なのだが、頑張っている子ども、特にテストの点数を取った子どもたちは本当に応援してあげたい気持ちはある。業者がやっている模擬試験などについても、業者の中でも順番は出てくるので、本人にも先生にも保護者にもわかると思う。応援してやりたいが、行政としてそれを公にしながらかっていくのは難しい部分があるのかなという気はしている。少しこの辺は考えていかなくてはいけないところかという気がするが、現状では難しいというのが個人的な意見である。

三浦委員

検定などいろいろある。そうしたものを、早い段階で取得するとか、そうした部分は大変に評価される部分かとも思うが。何級とか、ランクの取得とか、そういったものもなかなか評価しづらいものなのか。

学力向上推進室長

例えば学力向上対策事業で英検3級の受験補助などを行っているが、これについてはどれくらいの者が合格したかはわかるが、あくまでも中学校卒業レベルで求められている3級ということで、それ以外の、例えば1級

を取ったとかいうことはなかなか情報が入ってこないのが現状である。本当はそういうところを敏感になって賞賛する方法を考えなくてはいけないとは思っているが難しいのが現状だということはお伝えしておきたい。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(15) 陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

それでは、これから陳情15件の採決を行うが、採決前に、自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に入るが、一人一人ご意見を伺いたい。併せてお願いだが、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、その陳情に賛成か、反対か、または、継続審査とするかを発言して、その理由も述べていただくようお願いする。

○陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

西田委員

他市の例もあり、先進自治体もある。先ほどの執行部の話も聞いて、部分的には策定されているところもあるように伺ったが、基本的には見える化、わかりやすくなることはよいことなので賛成である。

三浦委員

現在も一部そうした評価を一覧で見られるよう取り組まれているとのことだったが、陳情者の指摘を踏まえ、できる限りそうした評価がしやすいように工夫していくことはよいことだと思うので、賛成したい。

西川委員

ほかの施設と比較できることで、より効率のよい運営の道も探れると思うので賛成である。

芦谷副委員長

行政運営の透明性や説明責任の観点から賛成である。

上野委員

やはり一覧表があれば評価や改善等が、他市と比べてよいところを参考にしていけば、大変効果があるのではないかと思うので賛成である。

永見委員

一覧表にすることについては大変効果があるのではと思っている。全体の把握もできると思うので、賛成である。

牛尾委員

先ほど課長の話を聞いたが、まだそこまでは至っていないとのことだが、たちまちということではなく努力目標で、陳情者が求めておられるようなところまで行き着くのが理想だと思うので、賛成する。

西村委員長

あえて挙手しなくともわかる感じではあるが、一応採決をしたい。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について

西村委員長
芦谷副委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

陳情者の気持ちもわかるし、必要なことである。加えて執行部の背中を押す、業務推進を進めるということで、賛成する。

西川委員

この委員会、以前、納期がない仕事はないということも言わせてもらったので、納期は大事だと思う。賛成である。

三浦委員

可能な限り、通常のコミュニケーションの中で期日を決めて返答することはあったほうがよいかと思うので賛成したい。

西田委員

賛成である。

牛尾委員

執行部の説明も大分進んでいるように受けとめたので賛成である。

永見委員

期限を設けることは可能な限り必要だと思っているので私も賛成である。

上野委員

私も賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

牛尾委員

私は小さいときに弟を交通事故で失っており、特に未就学児童の交通安全対策は真剣にやらなければいけないと思っている。賛成する。

永見委員

今やっつけていただいているものを引き続きやっていただきたいという思いを含めて賛成である。

上野委員

学校もいろいろ指導しておられるようなので、引き続きやっていただきたい。賛成である。

西田委員

非常に大事なことだと思う。賛成である。

三浦委員

私も賛成である。

西川委員

私も賛成である。

芦谷副委員長

言うまでもなく賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

芦谷副委員長

条例の背景にある市の思いもまだ不十分であるし、市の施策の大命題である。賛成する。

西川委員

私は、協働のまちづくりとは、まず住民主体ということで町内会から、住民の考えからというスタートだと思うので、この陳情の趣旨には反対である。

三浦委員

私は協働のまちづくり推進条例、これは市一丸となって積極的に進めていくべきものだし、執行部側からも積極的に住民に働きかけはしてい

ただきたいという期待も込めて賛成したい。

西田委員

やはり町内会や、個々の単位でのまちづくりは意識の持っていき方も大事なので、そういった意味で賛成である。

上野委員

この中にはいろいろ検討すべき提案等もあるし、また個々のことについて調査する必要もあるが、趣旨は間違いないと思うので賛成する。

永見委員

私もこの趣旨については理解するので賛成である。

牛尾委員

議会承認しているので賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

牛尾委員

この件については先ほど意見を言ったように、実質動かそうと思うとやはりそれぞれの団体の支援金の積み上げのほう有效果があると、障がい者の一人として思っているので、この陳情については反対である。

永見委員

この件については、県のほうでもいろいろな取り組みが行われていると伺ったし、今回の趣旨については理解するので賛成である。

上野委員

私もできるだけそうした場に自然に障がい者の方も参加できるような仕組みができるとよいと思うので賛成である。

西田委員

この陳情趣旨に対しては、先ほどの執行部からの意見もあったが、緩やかにこういう環境を整えていくことは大事だと思うので賛成である。

三浦委員

さまざまな方が参加できるような機会提供、あるいは県や他団体がされている事業との連携、ぜひ進めていただきたいと思うので賛成したい。

西川委員

浜田市では障がいのある人も、ない人も共に生きるまちづくり推進条例という形で推進されており、障がいを持つ方も社会参加がかなり進んできている。そういう中で自然に出会いが生まれるのではと思う。

また市では、そういう出会いの場の事業をやっておられないとのことなので、これについては反対である。

芦谷副委員長

本来、人のあるべき姿でもあり、地域社会にとって大事なことなので賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

芦谷副委員長

避難所の開設・運営・避難のあり方といったことを考えるために、非常によいことなので趣旨に賛成する。

西川委員

協定について協議中とのことなので、引き続き進めていただきたい。

賛成である。

三浦委員
西田委員
上野委員
永見委員
牛尾委員

私も賛成である。引き続き協議を進めていただきたい。

私も賛成である。

私も賛成である。

私も賛成である。

ホテル・旅館組合の関係者も、市の支援金を受けるなど支援を受けておられる。そういう中で、社会貢献を一方で考えておられるようなので賛成する。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について

西村委員長
牛尾委員

一人ずつご意見をいただきたい。

悩ましいところだが、調停の場で解決するという姿勢で市も望んでおられるような言い回しを課長がされたので、今回は賛成する。

永見委員

調停の場で行っておられるとお聞きしたので、私も賛成させていただく。

上野委員
西田委員
三浦委員

調停中とのことではあるが、私も賛成である。

調停中である。賛成する。

裁判中とのことで、その場できちんと整理されるとのことなので、賛成したい。

西川委員
芦谷副委員長
西村委員長

私も賛成である。

賛成する。

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について

西村委員長
芦谷副委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

執行部からの回答も一貫しているので、それに従ってこの陳情については反対する。

西川委員

もう時間がたっているものだが、私としては、これについては賛成する。

三浦委員

難しい表現で答弁があったので、すっきりしないところがあるが、これ以上聞いても答弁は変わらないのかと思うので、反対する。

西田委員

何度もこの陳情は出されて、その都度執行部の意見も聞いている。今日も繰り返したが、事実は認められているようだが内容は公表できないと。警察等の別個の考え方もあっていろいろ悩ましいが、これはもうこの委員会としては難しいということで反対である。

上野委員

私も反対である。これも何度も何度も出ていることで、あったともな

かったとも言えないということがずっと尾を引いている。もう少し丁寧に回答すべきと思ったが、議会はこれ以上どうしてよいかわからないし反対である。

永見委員

いろいろと回答はいただいたがはっきりしないところがあるので、この件はもう少し確認したい。継続という形にさせていただければと思う。

牛尾委員

前回この委員会で不採択された案件である。その折に申し上げたように、県警本部に問い合わせして、これ以上のことは難しいとのことなので、議会の能力を超えた問題のため反対せざるを得ない。

西村委員長

永見委員から継続の希望が出たが、皆おおむね結論を言われたように思う。一応、継続についてお諮りして、確認してから次のステップに移りたい。継続についてどうか、賛成か反対か。賛成の方は挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

賛成少数により継続審査はしない。賛成か反対か、採決したい。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択としないものと決した。

○陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

牛尾委員

いわゆる行政法でいう受益者と利害関係者は明らかに違うことを確認しているため反対である。

永見委員

私も受益者と利害関係者は異なっていることを確認させていただいたので反対である。

上野委員

今まで商売上の利害関係がある者はだめだとされていて、今後より正しい判断ができるように選任基準を検討してほしいということで、私は賛成である。

西田委員

執行部とのやりとりの中で、明らかに受益者と利害関係者は違うと明確に言われたので、反対したい。

三浦委員

先ほどの答弁で、それぞれの言葉に該当する方は整理されているとのことだったが、陳情者の願意を酌み取って、そうした選任基準の検討は、審査により正しい判断ができる方を都度きちんと選ぶべきだと思うので、そこを酌み取って賛成としたい。

西川委員

ここで言う受益者とは施設の利用者ということで、審査員になる能力、権利があると思うので、これについては反対である。

芦谷副委員長

答弁にあったように、この選定委員会委員選任基準に沿って進められているので、これについては反対する。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択としないものと決した。

○陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について

西村委員長
芦谷副委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

願意もわかるし、市民生活の実態も変わってきている。願意を酌み取って陳情に賛成する。

西川委員

一部取り組んでいただいているが、さらに市民のニーズに合うようなものになったらよいと思うので賛成である。

三浦委員
西田委員

私もぜひ検討していただきたい。賛成である。

私もこれからは、こういったことはできるところからやっていくべきだと思うので賛成である。

上野委員

私も賛成である。

永見委員

私もこの趣旨は理解させていただいたので賛成である。

牛尾委員

検討してほしいということなので賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について

西村委員長
牛尾委員
永見委員
上野委員
西田委員

一人ずつご意見をいただきたい。

原則賛成する。

私も趣旨は理解をするので賛成である。

私も趣旨がよくわかったので賛成である。

まちづくり推進条例に関しては、検討委員会でしっかり検討されてきた委員の方々の言葉を尊重されたとのことなので、これに関しては反対なのだが、最後の1行の、「これからは市民にもわかりやすく、読みやすくということをご心掛けてほしい」という趣旨に当たって賛成をする。

三浦委員
西川委員

私も賛成である。

条文は別にして、それをわかりやすく解説するようなものをつくったりして、市民にわかりやすいものをつくることを心掛けてほしいので賛成である。

芦谷副委員長
西村委員長

賛成である。

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について

西村委員長
芦谷副委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

コロナ禍時代、遠隔地への利便性向上、時代の流れ、こういった観点から賛成する。

西川委員
三浦委員

私も賛成である。

ぜひ検討していただきたい。賛成である。

西田委員
上野委員
永見委員
牛尾委員
西村委員長

賛成である。
方法は検討していただき、よいことだと思うので賛成する。
検討していただきたいと思うので、私も賛成である。
ぜひ、活用を求める陳情なのでご検討をお願いしたい。
それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について

西村委員長
牛尾委員

一人ずつご意見をいただきたい。
先ほど言ったように、やはり人口減少メリットを逆手に取って、今後は政策を打つべきだと思っているので、賛成する。

永見委員

人口減少についてはマイナス要因ばかりではないと思うし、メリットもあると思うので私は賛成である。

上野委員

私も、マイナスばかり考えてはいけないと思う。その中で夢を持てるようなことが必要だろうと思うので、賛成したい。

西田委員
三浦委員

柔軟な考え方ということで賛成である。

人口が減り続けるべきではないと思うが、将来的に横ばいになる時代が来ることを目指しながら施策は考えていただきたい、考える必要があるのではということで、賛成したい。

西川委員

西田委員と同様に柔軟な考えを持ってということだと思うので賛成する。

芦谷副委員長

コロナ禍や高齢化と同じで、前提条件が変わってくるし、発想を変えろという意味で賛成である。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について

西村委員長
芦谷副委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

なかなか難しい問題だが、学習効果や学校運営の健全化を図るといった観点で、背中を押すという意味で賛成する。

西川委員

スポーツや学習など多方面において、いろいろな子どもの能力があるので、そういう能力に目を向けて応援してあげたいので賛成である。

三浦委員

私も賛成である。さまざまな部分に光を当てて応援する、そうしたことをぜひ前向きに捉えていただきたい。

西田委員

学力向上推進室長のいろいろなお考えも伺った。なかなか厳しいのは理解するが、こういったことは緩やかにでも推進していただきたい思いで賛成する。

上野委員

私も、あらゆる個性が励みにつながると思うので賛成する。

永見委員

私もスポーツ面だけでなく学習面など含めて応援したいと思うので賛成である。

牛尾委員

私は三当四落の時代を生きた人間として、点数だけを追い求めるようになる子どもをつくるべきではないという考え方を持っている。一方で学力向上とは当たり前のことである。したがって非常に悩ましいが、総合的に子どもたちの学力を底上げするのが本来あるべき姿と思うので、この陳情については反対する。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について

西村委員長

一人ずつご意見をいただきたい。

牛尾委員

執行部に働きかけてくれという陳情なのでなかなか難しいのだが、私自身もSDGsを推進しているので、陳情については賛成する。

永見委員

趣旨については理解するので私も賛成する。

上野委員

私も賛成である。

西田委員

執行部もこういうことは理解されていると思う。同じ趣旨ではあるが賛成する。

三浦委員

私も同じく賛成である。

西川委員

私も賛成である。

芦谷副委員長

賛成する。

西村委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、本陳情は採択とするものと決した。

以上で陳情審査を終了する。ここで、執行部の入れかわりもあるため暫時休憩とする。

《 執行部退席 》

[13時 20分 休憩]

[14時 21分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。続いて本委員会に付託された、市長提出議案9件の審査に入る。

3 議案第64号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第66号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

西村委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)</p> <p>委員から質疑はあるか。</p>
三浦委員	<p>議案質疑でもあったが、価格設定の背景を再度ご説明いただけるか。他市と比較して、他市の価格に準じてというような回答だったかと思うが、それが浜田市にとって適切な価格なのか、もう少し詳しくご説明いただきたい。</p>
教育総務課副参事	<p>利用料金400円の設定について、県内で実施している公立幼稚園の料金から平均的な金額として1日400円としたと答弁した。併せて昨日、ここは申しわけなかったのだが、国の基準単価というものがあり、それも400円で設定してあるので、それに合わせて今回400円と決めさせていただいた。</p>
三浦委員	<p>国の基準もそのようにあるとのことだが、この費用負担を保護者の方をお願いする中で、実際に、預かり保育を実施する幼稚園側の負担増に対する費用負担のバランスは、きちんとその400円という価格設定に対してバランスが取れる試算なのか。</p>
教育総務課副参事	<p>今回試算している人件費を算定しているが、そこから利用料の収入を引いた金額、その3分の1が国、約3分の1が県の、それぞれ子ども子育て交付金が充たることになっており、残りの約3分の1が一般財源となっている。事務的な負担としては、利用の申し込み状況を取りまとめたいたり、利用料をいただく手間は発生するのだが、予算的にはそのようになっている。</p>
牛尾委員	<p>国の基準単価が400円とおっしゃったが、国の基準の400円の内訳、例えばこういうことをするから400円なのだというものが、もしあるならお示し願えるか。</p>
教育総務課副参事	<p>子ども子育て交付金の要綱に載っていた基準だが、400円の内訳というところまでは細かい説明はついてない。これは1日単価400円ということで、その内訳は特に明細がない。</p>
西村委員長	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

5 議案第74号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について

6 議案第75号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について

7 議案第76号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について

西村委員長	<p>3件を一括議題とする。執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)</p> <p>委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)</p>
-------	---

8 議案第77号 浜田地区広域行政組合規約の変更について

西村委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)</p> <p>委員から質疑はあるか。</p>
-------	--

芦谷副委員長
西村委員長

進行を交代する。

この議案については本会議で質疑を1回行ったが、答弁の中身については後で聞いて補ったこともあってわかったのだが、地域包括支援センターの業務というか、総合事業の業務なのかその辺が私もはっきりしないのだが、広域行政組合から浜田市が委託を受ける形で、地域包括支援センターの業務をやっているような関係に今まであったが、それを解消して、浜田市が委託ではなく、直営での包括支援センターの業務なのか、それとも介護保険でいうところの総合事業というのか。そういった事業も含めた形で今まで受けていたものを、直営で浜田市がやっていくという関係ができるのは、来年の4月1日からだと聞いているし、今回の施行月日もそのようになっていると思うが、そのように変える目的というか背景というか、それがどこにあるのか。どうも話によれば社会福祉協議会にその業務を委託するのだということも聞いているのだが、明確な文書になったものがあるのかどうか。私も、そこまで立ち入ると今回の規約改正のこととは少し筋の違う話になっていく気もするので、はたしてどこまで聞けるのかよくわからないところはあるのだが。

広域行政組合と浜田市との関係と、もし将来的に来年4月から社会福祉協議会なりどこでもよいが、地域包括支援業務を委託に出すような計画があるなら、その辺の構想、計画の中身について教えていただきたい。

健康医療対策課長

来年度、広域行政組合から社会福祉協議会へ、地域包括支援センターを委託するという事で私から説明させていただく。

地域包括支援センターの業務については江津市・浜田市それぞれの高齢者施策に深く関与しており、これまででもそれぞれの市で実施していた。今回地域包括支援センター業務を社会福祉協議会へ委託することにあたり、委託後も残る高齢者の権利擁護業務や在宅医療・介護連携業務などを含め、委託後の地域包括支援センターと連携しながら高齢者等の支援を行うためには、これまで地域包括支援センターを運営していた浜田市である。従って実施主体として広域ではなく、関係市、いわゆる江津市・浜田市に実施主体を変更することが、事業を実施していく上で有効であるということで、広域行政組合、江津市、浜田市での協議により合意に至っている。

西村委員長

やはりよくわからない。今、広域行政組合がやっている業務を単に浜田市に移管するだけなのか。今の話だと単純にそのような話ではないように受けとめられたのだが。仕事の中身がどう変わるのかがよく見えない。それが目的なのか。今の説明では私には理解できなかった。

健康福祉部長

補足すると、今は広域行政組合のほうが地域包括支援センターを、広域組合から浜田市に委託して、地域包括支援センターを浜田市が直営でやっている。それを来年4月1日から、浜田市から社会福祉協議会に委託しようと思うと、広域から委託を受けてまた委託することになるので、広域のほうが、江津市・浜田市が主になる地域包括支援センターを江津市・浜田市が主でやるというように今回改正された。

その前に浜田市は来年4月1日から条例改正して委託すると先に出しているの、順番が入れ子になってしまっているが、これができないと広域の規則改正ができなかったということで、先に浜田市が条例改正し、そ

れに基づいて、広域の主体の地域包括支援センターの委託を受けている浜田市が、浜田市主体の地域包括支援センターになり、直営ではなく、社会福祉協議会に委託するという形である。

芦谷副委員長
健康福祉部長
西村委員長

今のは、生活支援センターのことか。

包括支援センターである。

昨日、少し番外編で個々にこの件で聞きにいったときに話したことではあるが、その業務を今度は浜田市が社会福祉協議会に委託して、今までやってきた業務をやってもらう形になると思う。そうすると、広域行政組合が直に社会福祉協議会と、なぜそういった契約をして業務を実施することができないのか。できるがこういうやり方をするのか。そこに浜田市が絡まねばならない必然性がよくわからないのだが。

健康医療対策課長

確かに広域行政組合から社会福祉協議会へ委託という形式も可能ではある。先ほどの繰り返しになるが、地域包括支援センターの業務は江津市と浜田市それぞれの高齢者施策に深くかかわっており、それぞれで実施している。したがって社会福祉協議会へ委託後の包括支援センターと連携しながら高齢者等の支援を行うためには、やはりこれまで、今年度、浜田市は地域包括支援センターを運営しているが、浜田市と社会福祉協議会が連携しながら実施していくことが、事業実施の上で有効であるということで、これも繰り返しになるが、広域行政組合、江津市、浜田市で協議して実施主体はそれぞれの市となった。

西村委員長

私も不勉強で、自分で何を聞きたいのか明確に定まってない感じはしている。広域行政組合の予算から見れば、今あるのかどうかかわからないが、日常生活支援業務とかいうのがあったら。いわゆる全部の予算の3%以内でやっていくような、比較的要介護度が軽い方々、要支援のようなレベルの方への支援を中心にした業務で、予算的には3%以内の予算の中で広域行政組合が江津市と浜田市にお願いする形でやっていた業務があるだろう。あの業務と今回の地域包括支援センターに絡む業務とは、また別個の世界の話になるのか。

健康医療対策課長

来年度、社会福祉協議会へ委託する業務については、包括基本4事業とあって、相談業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメントを委託する。ただし市の事業として、先ほど言われた、介護予防の日常生活総合事業や高齢者福祉サービス等々は市の業務として残るので、この辺も含めて委託後の社会福祉協議会と連携して進めていくことが有効である。

芦谷副委員長

進行を交代する。

9 同意第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

10 同意第 4号 浜田市教育委員会委員の任命について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)
 委員から質疑はあるか。
 (「なし」という声あり)

11 同意第 5号 浜田市公平委員会委員の選任について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。
 (「なし」という声あり)
 委員から質疑はあるか。
 (「なし」という声あり)
 以上で議案審査を終了する。採決は後ほど行う。ここで執行部の入れかわりがあるため、暫時休憩とする。

《 執行部退席 》
 [14時 45分 休憩]
 [15時 00分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

12 執行部からの報告事項

西村委員長

全部で10件ある。委員は事前に資料を読み込んでいるため、執行部から補足説明があればお願いし、なければ質疑に入るのでよろしく願います。

(1) 浜田市総合振興計画、定住自立圏共生ビジョン及び総合戦略の進捗管理について

【政策企画課】

西村委員長

執行部から補足説明があるか。

政策企画課長

この件については今回、令和2年度の進捗状況等について3計画をまとめさせていただいている。これは毎年お願いさせていただいているが、内容的には全部署にかかわる内容の進捗管理となっているので、今年度についても全員協議会で一括説明させていただき、質疑応答を受けたいと考えている。よろしく願います。

西村委員長

とのことなので、もしあれば全員協議会で願います。

(2) 「元気な浜田づくり市民委員会」の開催について

【政策企画課】

西村委員長

執行部から補足説明があるか。

政策企画課長

内容については資料に記載させていただいているとおりである。市民委員会については4回ほど開催するよう計画している。ファシリテーターに県立大学の二人の先生をお願いして、現在進めさせていただいている。

1回目、2回目については参加人数等を示しているが、ちょうど5月連休明けのコロナ感染者拡大により、当初80名規模で企画していたが、人数としては40名ちょっとということで、ふれあいジムかなぎで開催させていただいた。

また今後については、今までいただいたご意見を、今策定中の後期基本計画の中に反映させていただくよう進めている。計画中の素案に市民

委員会から出てきた意見がどのように反映させていただいたかは、第3回の市民委員会を開催して、また皆に返していくよう予定していた。

本来なら今度の日曜日に開催する予定だったが、今現在、浜田市内のコロナが感染拡大しているので、集まっての開催は中止にさせていただいたが、皆からいただいた意見はこのように反映させていただいていると書面等で皆に見ていただき、ご意見を伺っていくよう検討している。

また4回目については全体的に総合振興計画が最終的にどのような流れで現在進めさせていただいている。

西村委員長
牛尾委員

委員から質疑はあるか。

傍聴していないのでよくわからないのだが、この第1回目のテーマ1とテーマ2は、それぞれ豊田先生と田中先生がグループに分かれてファシリテーターをされたという認識でよいか。

政策企画課長

基本的に市民委員会は豊田先生を中心ファシリテーターとして動いてもらい、田中先生はそのフォローという形でかかわっていただいた。全体的に市民委員会の中では4人ずつくらいのグループに分かれてワークショップなどやらせていただいているところに、豊田先生が進め方の説明や、グループの様子を見ながらアドバイスなどしてもらった。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(3) 市内ケーブルテレビの今後の方針について

【政策企画課】

西村委員長
政策企画課長

執行部から補足説明があるか。

今後の方針については、昨年10月に議会にも、今市内に2局あるケーブルテレビ、ひゃこるネット三隅と石見ケーブルテレビの統合を令和5年度にしていきたいということで、方針等を示していた。

その後、特に関係の深い三隅地域にもご説明する中で、いろいろな課題について調査検討をしてきていた。

今回お示しした方針全体は大きく変えてはいないが、課題であった三隅地域でケーブルテレビ整備の際に設置していた三隅地域限定の通話手段であるIP電話を、今後残していくかどうかといった点と、そもそも市直営で行っていた三隅ケーブルテレビについては、障がいのある方や高齢者世帯について減免の規定があった。そうした減免を、石見ケーブルテレビと統合した際にどうするか、石見ケーブルテレビは減免などの規定は持っていないため、どうしていくかが大きな課題だった。

今回お示しした資料の中では、IP電話の利用状況調査等と、昨今そういった電話関係については携帯電話等も普及していることから判断させていただき、個人で持っておられるIP電話については今回の統合、あるいは今光回線化を進めている中で、今のIP電話は光回線になると使えないといったことも踏まえて、個人で持っているIP電話は申しわけないが我慢していただきたいという方針でまとめさせていただいた。

またIP電話については三隅地域の集落、集会所にも整備当初から設置されている。これについては撤去をさせていただくのだが、そのかわりとして通信などができるWi-Fi環境は整備させていただく。

また減免の規定については急になくなるのは、それまで減免を受けておられた方にご負担がかかるということで、3年間は激変緩和措置ということで引き続き統合後も減免を残していくことにさせていただいているが、4年以降はケーブルテレビに限らず、減免の考え方自体を市全体としてどうしていくかといったところを、再度検討させていただきたい。それ以降については検討結果を踏まえて、またご説明させていただきたい。これについては今定例会議にて説明した後、三隅の地域協議会にも伺ってご説明し、ご意見を伺っていきたいと考えている。

西村委員長

委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(4) 高速バス「高速広浜線(いさりび号)」の減便等について

【地域活動支援課】

西村委員長

執行部から補足説明があるか。
(「なし」という声あり)

永見委員

委員から質疑はあるか。
現在、久佐線、美又線のデマンドを運行していただいているが、減便によってデマンドとの乗り継ぎに支障はないのか。

金城防災自治課長

今回の減便に伴い、デマンドタクシーを接続している。それに伴う影響については、待ち時間が増えるというところがある。現在、浜田駅12時発の路線で接続しているが、11時発のバスで接続する形になっている。現在、利用者が1名おられ、先日ダイヤ改正があることを説明させていただいた。現在は買い物で利用されていると伺っている。

永見委員

午前の便があるが、午後にもデマンドタクシーが走っていること、また路線バス波佐線を利用してデマンドタクシーを利用できるなどの利用方法をお伝えし、その両方について考えてみると伺っている。

金城防災自治課長

現在1名が利用されているとのことだが、たまには、ほかの方も利用されるのではと思う。このあたりもしっかり住民には説明していただかないと、新たな利用者が出てきた場合には12時発のバスが11時になるということであれば、通院や買い物に必要な時間が確保できるかどうかもあるので、住民などへの説明は十分していただいたほうがよいと思うが。浜田の利用もだが、金城地域内、通院、買い物、金融機関などで利用されているお客もいる。そういった方にも聞き取り調査して、今後の運行などを考えていきたい。

永見委員

現在、朝と夕方は高校生の通学に対して生活路線バスを運行していただいているが、今回は日中の高速バスの減便ということで。先ほども通院や買い物に必要な時間を確保ということも話したが、住民の方々の日中の移動手段がなく大変不便だという声もあるので、今回の高速バスの減便も含めて、買い物や通院時間の確保も含めて、昼間の時間帯に生活路線バスの運行を検討していただければと思うがいかがか。

地域活動支援課長

生活路線バス等はなかなか利用が見込めないということで増便などが難しい状況なので、このたび議会に提案しているドアトゥードア型のタクシーを利用したものや、その他の移動手段も含めて、こういった移動手段があるかを提示しながら、住民の皆と相談していきたい。

永見委員

ドアトゥードアはまちづくり活動についての支援として上程していた

だいているが、これはあくまでも移動手段がほんの一部地域だけになっているので、実際に高速バスの減便で移動手段や時間の確保が難しい状況になるため、それにかわる案として生活路線バスを検討していただくというのはいかがなものか。

地域活動支援課長
永見委員
三浦委員

地域の皆のご意見を伺いながら検討していきたい。

了解した。よろしく願います。

金城の話は出たが、旭はどうか。生活路線バスと高速バスへの接続の関係など、これまでも話に出ていたと思うが影響はないか。

地域活動支援課長

旭だと重富と旭インターが関係してくるが、現行において、重富のことからお話しすると、もともと待ち時間が20分以上あるため、あまり利用がなかったと伺っている。待ち時間は長くなってしまいが、接続できなくはないのでこのままで行かせていただきたいと思っている。

旭インターについても、実際に乗り継ぎ利用している業者はほとんどいないと伺っている。こちらも生活路線バスが浜田方面から接続しているということもあるので、現行どおりのダイヤで進めていきたいと思っている。

牛尾委員
地域活動支援課長

コロナがおさまるともとの便に回復するという見立てでよいか。

現状において回復の見込みがないということで減便されていることから、事業者からそういうことをおっしゃるのは難しいのではと思うが、コロナが収束して浜田広島間の往来が盛んになれば、検討の余地はあるのではと考えている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(5) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）の策定について

【人権同和教育啓発センター】

西村委員長
地域政策部長

執行部から補足説明があるか。

計画策定の考え方については資料掲載のとおりだが、今後具体的に策定作業を進める中で内容については、12月並びに3月の定例会議において計画書の報告ということで、改めて内容については説明させていただきたい。よろしく願います。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 浜田市男女共同参画推進計画（第4次）の策定について

【人権同和教育啓発センター】

西村委員長
地域政策部長

執行部から補足説明があるか。

こちらの策定についても先ほどの人権教育関係の計画と同様のスケジュールで進めることとしている。議会への報告としては12月に中間、3月に報告ということで、改めて内容についてご報告させていただきたい。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 弥栄サービスステーション支援の状況について

【弥栄支所防災自治課】

西村委員長
 弥栄防災自治課長

執行部から補足説明があるか。
 この報告については前回の3月定例会議で報告させていただいているが、若干の変更点について追加説明をしたい。

まず(3)の表だが、会員加入状況である。正会員、賛助会員がそれぞれに書いてあるが、前回より正会員が2名、賛助会員が2名、合計4名増えている。前回かなりがんばって会員確保してから追加をずっと募集している。これは主にサービスステーションにおいて常連で会員でない方に呼び掛けたものである。

続いて(2)主な活動。弥栄サービスステーションを応援する会については、総会の開催でこのたび6月に総会を開いたので、そのときに決まったことなどを報告させていただく。今までの活動だが、会員獲得と同時にのぼり旗の町内設置、更新については、古いのぼり旗があったのでそういうものも随時更新して、今回半年分だが10本程度更新している。新しい企画として新たにサービスステーション祭りを、11月にはほぼ1年たつので、これについて応援する会、JA、市が協力して祭りを企画中である。できれば11月の1周年を記念してやりたいと考えている。

大きな2番、弥栄サービスステーションの経営状況については、決算時期が1月のため中間報告となる。このコロナ禍、ガソリン高騰で経営的には厳しい状況だが、何とか収支については黒字を保っている。

西村委員長

委員から質疑はあるか。
 (「なし」という声あり)

(8) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について【学校教育課学力向上推進室】

西村委員長

執行部から補足説明があるか。
 (「なし」という声あり)

西川委員

委員から質疑はあるか。
 小学校の数字は少し悪かった。中学校は改善しているようである。いつも問題点として、6ページの1日あたり1時間以上学習する児童生徒の割合が、かなり県の平均と比較して小学生はマイナス2.9%、中学生がマイナス8.6%、その下の、自分で計画を立てて勉強するというのも、特に中学生が前回から10%下回って県の平均よりもマイナス9.2%。それからこれも毎回言われている、メディアとのかかわりということで、かなり数字が全国よりも上回っている。これについて見解をいただきたい。

学力向上推進室長

ご指摘のところは大変大きな課題だと思っているし、なかなか改善していないのも実情で、年々厳しい状況になっている。昨年度末から小中連携教育、中学校区ごとで連携しながら小中学校で取り組むことをやっているが、その中で家庭での時間を自分でコントロールしていく力、その中で学習あるいはメディアについて、コントロールできる力を育てていこう、それから学習についても教科学習と関連させた家庭学習ができるような取り組みを推進していこうということで、小中連携教育にはいくつかの柱があるが、その中の最重点としてやっていただきたいと思いますし、今年度のスタートに当たってもそこは共通理解をして進めていただいている。なかなか成果が出ないところだが、家庭啓発等々も含めて連携しながら、小中連携教育の中でも一緒になって取り組んでいきたい。

西川委員 県との比較があるが、東部・西部というところもあると思うが、例えば西部の近隣市と比べてメディアのかかわりが、浜田が特に悪いのか、それともそうでないのか。そういうデータはどうか。

学力向上推進室長 近隣市町村のデータとのつき合わせはしていないので、申しわけないがコメントできない。

西川委員 引き続きの課題だと思うので、近隣がどうなっているか調査し、できる対策がもしあればと思うので、引き続きお願いしたい。

西村委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

(9) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の開館日変更について **【文化スポーツ課】**

西村委員長 執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

西川委員 委員から質疑はあるか。

西川委員 開館してない間、昨年度などほかの用途に使ってみたりされていたが、今年度この期間はどのような形だったか。

文化スポーツ課長 以前はランバイク等の使用があったが、今回については特別伺ってない。

西川委員 それはコロナということなのか。

文化スポーツ課長 具体的には聞いてないが、スケートの際の入館者数や利用者数自体がコロナの影響もあった関係で減っているのは事実なので、やはりそういう関係もあったかと思う。

西村委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

(10) その他

西村委員長 執行部からほかにあるか。金城支所からあるように聞いているが。

金城防災自治課長 口頭ではあるが訴訟事件について報告する。このたび5月25日に浜田市と浜田市金城支所そして島根県に対して訴状が提出された。報告が遅くなり申しわけない。

西村委員長 現在、係争中のため詳細については説明できないが、相手方は過去4回、直近では平成30年度に訴訟の提起をされた方である。今回も含め、過去に訴えのある請求の趣旨については、合併前に行った土地交換等の無効を主張されるものである。事件名を変えて、繰り返し訴訟を起こされているが、請求の本旨は前述した内容である。今までいずれの裁判も原告側の請求棄却又は却下の判決が出されている。

西村委員長 この裁判に係る弁護士費用については、予備費充用により対応させていただくので、ご報告する。

西村委員長 今の件で質疑があるか。

(「なし」という声あり)

教育長 もう1点あるように聞いているが。

教育長 今手元に、市内小中学校の新型コロナウイルス感染予防対策についてという資料を配付している。内容について少し説明させていただく。

教育長 現在、市内の小中学校でも新型コロナウイルス感染事例が発生してい

る。具体的な学校名の公表などはしておらず、市内に出たというだけで保護者を始め大変不安に思っておられると思う。なかなか細かな情報は個人情報もあったり、あるいは誹謗中傷につながる懸念もあったりでお渡しできないが、現在、感染が出た学校でしっかり対応しているとお伝えして、少しでも安心していただきたいということで、本日ペーパーを用意させていただいた。

まず学校関係者、児童生徒や教職員に感染が確認された場合には、本人や保護者の同意を得た上で、保健所から教育委員会、学校に連絡がある。そこですぐ学校は消毒作業をやるが、一番重要な点は感染が起り得ると思われる期間、該当の方の行動履歴をしっかりと調査することである。行動履歴がわかると、保健所で濃厚接触者の特定作業が行われる。また、濃厚接触者だけでなく念のため感染の可能性を考えて、幅広くグループを抽出し、その二つのグループについてウイルスの検査を行うことになる。検査が必要な方については、接触者については学校から、また濃厚接触者については保健所から各家庭に連絡が入ることになり、時間帯を分けたりして検査を行う。

また同時に、この検査結果がわかるまでの間は、感染拡大を防ぐために学校の休校措置を取る。文部科学省では3日から5日と言われているが、おおむね早く感染情報が入り行動履歴等が確認できれば、2日くらいの休校を経て、特段感染者が増えてないということであれば再開をきるような状況である。この間、当然休校措置を取るが、子どもたちには当然外出を自粛することも通達するし、そこで新たな感染が確認されなければ、先ほど申し上げたような期間で学校活動を再開することになる。ただ、感染者や濃厚接触者については出席停止の措置を取る。そしてこの方々がほかの方にウイルスをうつす可能性がなくなったと判断されれば学校に復帰することになる。濃厚接触者の場合、体調等に影響がなければこの期間はおおむね2週間程度である。

学校で感染情報が発生したときには、休校にするということで、全ての保護者あるいは見守りを行う方やいろいろな学校関係者の方には、学校から連絡が入ることになっており、こうした連絡がないということは身の回りで感染が発生していないということである。

こうして感染の発生からその後の消毒、検査、休校措置などを通じて、しっかり学校と教育委員会と保健所にご指導をいただきながら今まで対応を取っており、今後もそれをしっかりやっていきたい。

今回のペーパーについては本日ホームページに掲載させていただいた。それから市内全ての小中学校の保護者には、文書として改めて学校から配付する予定で考えている。

今の報告について質疑はあるか。

学校感染はすごく心配していた。実は昨日、学校が閉校措置を取られたとのことで、その学校の保護者から連絡をいただいて、学校が休校になったと。子どもたちも待機だと。そのときに保護者の親は、仕事に皆行っている。そのまま何も広がっていなければそれでよいのだが、万が一子どもたちの中で感染が広がっていたら、その家庭の保護者、既に仕事に行かれたりしている保護者、悪いほうに広く考えると、うちの学校

西村委員長
西田委員

が休校措置を取っているが、私は仕事に行ってもよいものだろうかという相談が私にあった。私も答えられなかった。執行部にはそれを頭にしっかり入れていただいて、タイムラグが生じると思うが、そうしたところをもう少し深く考える必要もあるかと思ったので。

教育長

これは学校ということではなく、一般的に島根県から指示が出ているものとして、まず本人が体調が悪ければ1日、できれば2日休むということがある。そして家族の中で万一感染者が出た場合、あるいは体調が悪い方がおられれば、1日休んで様子を見るということがある。

今一番ウイルス感染が心配されるのは、体調が悪いがまだ感染したかわからない間にいろいろな方にうつしてしまうということがあるので、ご自身の体調なり、ご家族の中で体調がおかしくなっている人がいないかを十分考えていただき、うつさないための行動を取っていただくのが基本的な考え方になっていると思っている。

三浦委員

こうした文書を出していただくことで、特に保護者、地域の方もそうだが、市がどういう考え方でどういう対処をしているのか、メッセージが伝わるので非常によいのでは。

その上で、西田委員も先ほど話をされたが、私もここ数日、地域の方からご連絡をいただく機会があった。それぞれの学校で一定の対応の仕方は、市として、教育委員会としてお示しされているものがあって、あるいは学校間で共有されているマニュアルのようなものがあるという認識でよろしいか。

教育長

先日も教頭会があり、その折に、感染者が万一発生した場合の対応の流れをきちんと説明しているので、学校にはしっかり伝わっていると思う。

三浦委員

特に浜田市が関与する小中学校で、兄弟がおられる場合がある。そうしたときに、臨時休校などになった場合、兄弟のいずれかが学校に通えない状況が生じたときに、一つ屋根の下で生活している兄弟は学校に行ってもよいものなのか。そういったところを保護者が判断を迷われるようなケースがあるのでは。こうしたメッセージと併せて、保護者に安心してもらおうというか、不安をあおるようなことがあってはならない、出せる情報出せない情報いろいろあるとは思いますが、できる限り不安を払しょくするような情報提供や行動の仕方といったものを、できるだけ情報提供していただきたいのだが、どのようにお考えか。

教育長

まずご家庭の中で感染者がおられる場合は、近くにおられる方は濃厚接触者になる可能性が非常に高いので、学校に登校するのはなかなか厳しいとは思いますが、ただ、ご家庭の中で濃厚接触者として学校等に出られない場合は、濃厚接触者の接触者は何でもないもので、基本的には学校に出ても大丈夫である。大丈夫だが、ただ人にうつす心配があったり、あるいは、中には学校に出ていくことでうつることを心配されるご家庭があり、そういう気持ちがあれば学校に連絡していただき、心配なので休むと言ってもらえれば出席停止措置ということで学校も認めるというルールがあるので、そのような対応になっていると思っている。

三浦委員

そうした部分も学校に問い合わせられるケースもあるかと思う。そうしたときに学校側がきちんと、基準や考え方を説明されれば、問い合わせ

せされた方も一定のルールに従って行動ができる。それも一つの安心だ
 と思う。そうしたことは先ほど教育長がおっしゃったように、教頭会な
 どでさまざまに、対応については一律の対応共有をされているとのこと
 だが、保護者からの問い合わせ等についても、一定の考え方のもとにき
 ちんとした対応方法について返答ができるように、徹底して対策に努め
 ていただきたい。

牛尾委員

副市長に何うが、昨日と今日、議会は全員が抗原検査をしたが、例え
 ば本庁の職員全体でそういうことをやったか、やる予定があるか、もし
 差し支えなければ伺いたい。

副市長

職員全員に抗原検査ということは今のところ考えていない。ただ、例
 えば出張等で緊急事態宣言が出ているようなところへどうしても行かな
 ければいけない場合は、そういう対応をするような指示はしている。

あとは、今週から全市民がワクチン接種できるようになったので、ま
 ずは職員にも率先して早目に接種することを進めている。ワクチン接種
 したからかからないわけではないが、重症化が抑えられるとか、かかる
 率が低いとのことなのでそういう考えである。

検査についてはいろいろな考えがあり、今回議会でやられた簡易検査
 をやるべきなのか。専門家の中にはそれで自分で安心してしまって、本
 当はかかっている手遅れになるとおっしゃる方もいらっしゃるような
 ので、私どもとしては必ずそれを全員がやるということは、まだ決めてい
 ないが、ただ、いずれにせよ体調が悪いときは早目に申し出る。もしか
 かって言いにくいいため無理して来るといことがないように、とにかく
 職員には毎朝、検温を必ずすること、体調が悪いときは所属長に届ける
 こと、今のところはそういう対応をしている。

三浦委員

今後、運動会等を控えている学校が多いと思うが、開催の可否につい
 ても市で一律の判断基準に基づいて判断されるものか、学校に委ねられ
 るのか。

教育長

現在、全ての教育活動を一律に中止するといった考えは教育委員会と
 して持ってない。したがって運動会や体育祭については各学校長が判断
 して決められる。ただし、感染予防対策については十分取っていただき
 たいと言っているので、学校によっては保護者も入れず、児童生徒だけ
 でやる体育祭もあるし、保護者の人数を制限したり、いろいろな対応を
 取ってやっておられる。

三浦委員

そこは一律の対応でなくてもよいという考え方なのだろうか。いろい
 ろと考え方もあると思うので非常に判断は難しいのだが、同じ市の中で、
 隣の学校と我が校とで対応が違う、その基準も、似たような状況がある
 のにこの判断の違いは何だろうという素朴な疑問は生まれてくると思う。
 そうしたところを、学校の判断に委ねるのであれば、それはそれで一つ
 の考え方なのだろうが、どのように整理するべきか悩むところもあるの
 だが、教育委員会としてはどのように判断されるのか伺っておきたい。

教育長

学校によっては、校舎や校庭の広さも違うし、子どもの数も違っている。
 したがって、そちらの判断については、国や県から出た感染予防ガイド
 ラインは全て学校に渡っているし、教育委員会として統一する点はきち
 んと出しているの、今はそれをもとに各学校で判断していただいてい

る。
 ただ、感染状況がこれから大きく変わってきたり、様子によっては教育委員会から一律の指示を出すことはあり得ると思っている。現時点では学校判断で開催を考えていただいている。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項10件について「全員協議会へ提出し、説明すべきもの」を決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

総務課長

(1)、(3)、(7)の3件を全員協議会で報告させていただきたい。

西村委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようお願いします。

13 所管事務調査について

(1) 8月14日大雨災害時の対応について

【防災安全課】

西村委員長

執行部から説明をお願いします。

防災安全課長

(以下、資料をもとに説明)

村委員長

委員から質疑はあるか。

芦谷副委員長

周布橋の通行止めの日時と、周布橋の橋脚が下がった日時がわかればお願いします。

防災安全課長

把握していない。

芦谷副委員長

14日のうちは満水だったが、恐らく15日未明だと思うが橋脚が下がったと思われるのだが。

西村委員長

ほかに。

西川委員

周布橋の時間がわからないわけではないではないか。

防災安全課長

私が正確な時間を把握していないという意味である。都市建設部で把握しているので、今から調べて回答させていただきたい。

永見委員

14日の大雨災害の対応は、周布川の件は時系列で説明をいただいたが、ほかの河川についての情報はどのような把握をされているか。

防災安全課長

ほかの河川についても同じく県の水防情報システムで水位を把握している。他の河川については危険判断水位等に達してはいなかったと記憶している。

永見委員

14日の朝8時半に、旭地区へ警戒レベル3ということで高齢者避難等の発令となったが、そのときの旭は江の川水系になるか、そのあたりの状況はどの程度把握されているか。

副市長

各支所エリアの状況については、各支所と連絡を取りながら、まず雨の状況、それから土砂崩れ、通行止め、河川の状況等は支所が現場と連絡を取りながら、消防団の方とやりながら、その報告を受けて対応している。

今回の旭の高齢者等避難についても、支所から旭の状況を聞き、その後の雨の状況も予想されるところで、うちの防災安全課が持っている情報とすり合わせしながら、必要と判断した。

河川については先ほど課長が申したように、県の河川管理システムで、

10分置きに水位状況が、主要河川は全部出てくるので、それを一つの目安に対応している。ただ、先ほど申したようにその水位だけでは本当にどうなるかがわからないので、あとは消防団の方の情報などを踏まえてやっている。今回の旭については支所との連携の中で、支所から提供を受けた情報をもとに判断させていただいた。

それ以外の支所、例えば金城支所にも波佐や若尾の地域では頻繁に災害が起きているため、その辺の情報も確認した。降雨量はかなり増えていたが、被害等の状況はないとのことだったので、金城には避難の判断はしなかった。中には自主避難をしていただいているとの情報は得たので、その辺には必要な対応をした。

進行を交代する。

我々も事務局からいろいろな連絡が来るのだが、この日の関係でいうと14日午前8時56分に「午前8時に災害警戒本部が設置された。今後雨雲が北東方向に動く予報のため注意が必要。10時ごろまでと、15時ごろに雨量が増える見込みで、旭町全域に高齢者等避難指示を発令した」と、個々の議員にメールが届いた。

私が事前にこの資料等を請求したのは、次のこともあった。

次のメールが来たのが午後3時56分。これを見ると「周布川の水位が、14時40分に氾濫危険ラインを一時的に超えたものの、上流での雨量も少なく、水位が下降傾向であることから、周布川流域に15時30分、高齢者等避難指示を発令し、三中に避難所を開設する」と。この部分である。14時40分に氾濫危険ラインを一時的に超えたというのは確かにそうだが、これがいわゆるレベル3と言われる水位の、2.9メートルだろう。しかしピークは2時40分が3.2メートル、その前の12時半が2.9メートルでこれがレベル3、もし出すのであれば普通なら、このときに高齢者避難を呼びかけるレベルである。

それから約2時間後の14時40分に水位がどうなったかということ、3.2メートルということで、これがレベル4になる。だから避難指示を出すのであれば全員が避難の対象となるのだろうと思う。

先ほどの話に戻るが、14時40分に氾濫危険ラインを一時的に超えたけれども、上流での雨量が少なくなると水位が下降傾向であるというようなことを、事務局長はお書きになっている。

これは多分、災害対策本部での議論をそのまま書いたのだと思うが、このメールの中身は事実か。

メールの中身については災害対策本部会議で議論した内容のとおりである。

先ほど言ったように、常識的には14時40分にレベル4になっているわけだから、全員避難の指示を出すべきだったのではと思う。先般の道下議員の一般質問において、総合的判断をして高齢者等避難指示を出したとの答弁があったように記憶しているが、なぜその判断になったのか。総合的とは、どういうことでそのような判断をされたのか。私は客観的な状況から見ると、とてもそういう判断に立てないのではと思ったので、そこを確認したい。腑に落ちないのでお答えいただきたい。

避難情報の発令に当たっては、今後の気象予報や河川巡視等の情報を

芦谷副委員長
西村委員長

防災安全課長

西村委員長

防災安全課長

含めて、総合的に判断するのが前提であり、周布川に当たってはその判断基準の一つとして、そのときの水位が何メートルであったかを参考に判断している。

この15時のときにはレベル4相当情報の3.2メートルに確かに達している。ただ、このときの判断として気象予報では雨量が今後減少していくとの情報が、県の河川課や松江地方気象台が発表する情報でも確認できたところや、消防本部の現地の情報においても、まだ避難所に避難するまでの時間が確保できるほどの余裕はあるというところを判断し、レベル4相当の情報である3.2メートルに達していたが、今後の雨の予報や今の水位上昇が緩やかである、現地確認でもまだ余裕があるということから、高齢者等避難、レベル3を発令し、今のうちに時間のかかる方は第三中学校へ逃げるようにと発令した。

西村委員長

二つほど確認したいのだが、先ほど読み上げた中にもあったように、上流での雨量も少なくと書いてある。要するに少なくなってくるという意味なのかもしれないが、実際はどうだったのか検証はできているのか。

副市長

先ほど永見委員からの質問にもお答えしたように、県の河川管理システムには雨量の数字も出るようになっており、これは結構細かくポイントがある。例えば櫛田原や波佐や若尾など、それぞれのポイントで10分刻みに、その間に何ミリ降ったなどが出てくる。そこで例えば、3時前後に上流に当たるところにどのくらい降っているかを見れば、その雨が下に流れ来るという予想もできることが一つ。

それから先ほど言ったように、気象台や専門のウェザーニュースから、今後の雨の状況などもあって、今回は、確かに基準点でのレベルは超えたが、それが今後どんと上がるようであれば早く用意しなければいけない、だんだん上がる速度も落ちてきている、近いうちにそれが下がる方向だろうということで総合的に判断した。

先ほどの旭などは逆に現場でかなり雨が降っていて、例えば河川が溢れているということではないが、これは高齢者避難指示を地域的にも早く出したほうがよいということを出したり、周布川についても8月9日の台風のときは、避難指示を出している。これは台風という、急激に雨が降ったり、これから先にまだ危険が大きくなることが予測されるということで、それに応じた対応をさせていただいているということで、あくまで今回は、上流の雨の状況、水位、確かに基準点ではそういう数字を出しているが、消防団が現場に行ったときに、まだ氾濫までにはかなり余裕があると、そういう状況判断も踏まえて、高齢者は早目に避難していただいたほうが安全だということで、高齢者避難指示という対応をした。

西村委員長

雨量は実際少なくなっていた、それを裏づける資料も出していただけるのか。

防災安全課長

雨量の水位についての資料提出も後日させていただく。

西村委員長

ぜひお願いします。もう一つは水位なのだが、これを見ると水位は少なくとも下がってはいない。2時40分に3.2メートル。ずっと10分ずつ経過して行って、最高を見ると3.3いくらかというのがあった。夜の8時ごろだろうか。これがピーク。だから全然下がってはいない。下がるどころか10

センチくらい。だから非常に危険な状況にあったのだと、これだけ見てもわかる。

確かに雨量は下がったかもしれないが水位は下がってはいない、むしろ上がっていることを捉えると、果たして高齢者避難指示で良かったのだろうか。これは大いに検討の余地があると私は思う。というよりは、どうして高齢者避難指示を出されたのかと逆に不思議に思う。

普通であれば全員避難の指示を出すべきだったのでは。数字的なものを見た場合、どういう判断のもとにランクが一段低い高齢者避難指示を出されたのか。私は明らかな間違いではないかと言わざるを得ない。もう一度そういうことも踏まえた上で、踏まえておられるとは思いますが見解をお尋ねしたい。

副市長

確かにお示ししたこの表を見ると実際に、22時03分に3.31メートルという、ここがピークの状態になっている。ただ逆に、先ほど申したように10分刻みで降雨量や水位も確認できるようになっている。

10分で3センチや5センチなど増えだすと、だんだん上がって行って今後が心配だとなる。先ほど言ったように午後3時から次の22時まで確かに10センチ上がっているが、これを10分刻みで見るとほとんど横ばい状態である。実際、私もグラフを見ていたが、下がったり、上がったりしながら増え、7時間あまりの間に10センチ上がったということなので、10分刻みで見ると上がり幅は小さい。それまでは1時間で一気に10センチ上がるなどして、そういうときは当然素早く対応しなければいけない。

先ほど言ったように、上流の雨量や気象台の予想、今後の雨量などを判断して、これから上がるかもしれないがどちらかという下がる方向に行くだろうという予測の中で、高齢者の方には早目の避難、特に暗くなつての避難はいけないので早目に出ささせていただいたということである。最終的に3時から右肩下がりにとはなっていないというのは確かにおっしゃるとおりで、今後の反省にはなると思うが、この段階ではいろいろなデータも踏まえて現地の状況も踏まえて、この判断が適切だということを出した。

西村委員長

私は現場にいたわけではないので、ある意味好き勝手なことは言えるのかもしれないが、ただ一般論としてテレビ等で被災状況などのコメントでよく言われるのは、早目、大げさにとは言っていないが大きく構えたほうがよいという意味合いでの避難も、大きい方向で備える姿勢で構えることの大切さを訴えているのを耳にし目にしている。そういう観点から見ても、今の話を聞いても、一定の説得力は感じるが一般論としては馴染まないのではと一方では思った。

もう1点お尋ねしたいのは、第3回の災害本部を設置した時間、警戒レベル4が14時40分で、15時に第3回目はい警戒本部会議を開いたとなっているが、パターン化するというか、どういう状況のときにすぐ会議を開くのかなど一般的な言い方はできないとは思いますが、それまでの流れがなかったらわからないでもないが、それまでずっと朝から招集をかけて開いている状況の中で、警戒レベル4から20分もたった後に第3目を開いたというのが、あまりに遅いような気がしている。一般的にはこういうものなのか、それとも何かあったのか。

副市長

まずその前に、先ほどおっしゃったような、私どももなるべくセーフティな指示を出したい気持ちは持っているし、市長からも空振りをおそれずなるべく安全な対策をするようにという指示は受けているので、そのようなつもりでやっている。確かに今回の高齢者避難指示がそれにそぐうかどうかは今後検討が必要とは思いますが、その時点では私どもはその判断が適切と考えて対応した。

それから今回の本部会議の回数だが、これは朝8時半に第1回目を設置し、台風のように急激に雨が降るようなら30分置き、1時間置きということもあるが、今回はある程度予測しながら2、3時間おきに1回ということで、朝やって次が11時、次は3時を想定した。当然、急激に何かあれば早く招集はする。職員には招集メールを発信して、次は何時か伝えているが、変更があれば前倒ししたり、遅くしたりはしている。

今回確かに3.2メートルになったのが2時40分なので、それを受けて3時にやっている。もともと3時に開催すると本部員に通達していたので、それに合わせてすぐ指示が出せるよう、その段階で高齢者避難指示が出せるよう準備して本部会議を開いた。特に遅いということではなく、必要に応じてこの時間を設定した。この時間でなければならなかったわけではないと思っている。

芦谷副委員長
防災安全課長

進行を交代する。

先ほど質問のあった周布橋の通行どめ等の時間である。通行については8月14日土曜日14時ごろあったとのことである。規制期間は8月14日土曜日の14時半から通行どめを開始したとのことである。

西川委員

この件について市民からもデータを見せてもらったりしているのだが、今の話で、危険水位の件も聞いているのだが、ほかに、大長見ダムの洪水調節機能はどうかという疑問を持たれている。データを見ると、水位が上がっているとき、ダムの流入と放流のデータがあると思うが、どんどん水位が上がっているときにダムの水位が上がっており、流入の下、9割くらいどんどん出ている、ほとんどダムの洪水を抑える機能が働いてないデータを見せてもらっている。

今回の8月9日、そして14日、それから平成29年の7月5日にも大きなものがあったそうだが、そのときもかなり。ダム機能としてどうなのか。これは県のものなので市がわからないかもしれないが、本当に周布川流域の安全をこのダムは。100年に1度と言われているが、守れているのか、疑問を投げかけられている。私もこれを見てどうなのかと。ダムの構造を見ても調節機能は、ただ洪水のはけ口があるだけなので。その辺を調べていただかないと、安全についてどうなのかと思うが。今の時点で市の認識はいかがか。

防災安全課長

おっしゃるとおり、大長見ダムの調整機能はしっかり検証していく必要があると考えている。8月9日は14日に比べてさらに放水量が多かったというところ。9日についても昼の時点で1秒間に100立米、11時の時点で流れているという情報が流れており、この辺のところはどうなのかは、県や担当部局としっかり検証していく必要があると考えている。

西川委員

データだけ見ると本当に綱渡りの。水位が全然減らない。もっと降水量が増えたらどうなるのかというデータに見える。本当に検証して、住

西村委員長

民に安心を伝えないといけないので、ぜひ早急によろしく願います。
大雨の関係は以上でよいか。
(「なし」という声あり)

(2) 浜田市の日本遺産について

【文化スポーツ課】

西村委員長
文化スポーツ課長

執行部から説明をお願いします。
先日の総務文教委員会で、日本遺産の国の支援が終わった後どうするのかという話が出ていたが、日本遺産の活用については直接は観光で対応しているので、今回の資料は日本遺産の認定制度を説明したものである。

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長
三浦委員

委員から質疑はあるか。
先般の一般質問でも先輩議員が少し、神楽について触れられたり、西川委員も触れられた。日本遺産の位置づけ、解釈とは、指定文化財と違ってどちらかという活用と重きが置かれている。指定文化財はどちらかという保護。すごくざっくり言うとそういった位置づけにあるのかと認識している。今後も日本遺産に登録を継続、もちろんこの瞬間だけ登録されればよいというものではないだろうし、継続して制度が続くことを期待するところではあるが、文化財という観点から見たときに、位置づけ的にはどうなのか。

県が示す図があり、指定等を受けてない文化財、多分国登録の文化財というところに分類されるのだろうか、そうすると指定文化財よりもランク的には下位に位置づけられることになると思うが、今後日本遺産というものが、先般所管事務を依頼したときに、オリンピック・パラリンピックに向けて、インバウンド対策も背景もありながらこうした制度が設けられたと思うが、オリンピック・パラリンピックも終えて、その後支援制度が続いていくかすごく微妙なところになってくる中で、改めて今、日本遺産に指定されている北前船寄港地資源と神楽を、浜田市としてどのように位置づけていくのかは、すごく重要な時期にあるのではないかと気にしている。

今後、神楽や北前船寄港地の文化財としてのあり方、観光面ではなく、基本的には文化財として位置づけたものを観光資源としてどう生かしていくかという発想のほうが、私は整理できると思う。まず資産として浜田市がそれをどう捉えるかが、スタンスとしては大事に思うのだが、改めてそうした、それぞれの文化財に対して、日本遺産という制度が今こういう時期を迎えている中で、今後どのように取り扱っていくか、そうした考え方を改めて伺いたいのだがいかがか。

文化スポーツ課長

おっしゃるように、文化財の指定とは、その文化財の評価をした上で、価値づけした上で、その後の保護を担保してくるものである。この日本遺産というのはおっしゃったように、指定文化財だけでなくいろいろなものをストーリーを立てて、なおかつその情報を発信して地域活性化を狙う。あくまでもストーリー。認定されたことによる評価、価値づけというものはない。ということで全く違う制度になってくる。

日本遺産認定制度に併せてというのではなく、先日、神楽の関係につ

いて指定文化財という議論がなされたところである。あのときにも教育長から答弁されているが、どういう切り口があるかから考えていく必要があるかと思う。神楽として捉え、その演目や社中などを検討するのか、あるいは神楽産業で技術の部分を見ていくのか。なかなかそこらハードルが高いところについては、それ以外の理由についても今までの答弁の中で出したが、先日の答弁にもあったように、そういったことを一つ一つ、解決できる方法が何かないかから検討していきたいと思うし、一般質問でのやりとりの中では他自治体の事例なども上げられていた。直接、この石見神楽に当てられるかどうかという問題はあるが、さらに調査も進め、何か方法がないかは探っていきたいと思っている。

三浦委員

文化財の指定がどのようになっているか、今回の所管事務調査を依頼する中で自分も県のものや文化庁のものなど調べてみたのだが、その中で、歴史文化基本構想という、文化財保護をどう考えていくかというマスタープランのようなものだと思うが、こういうものがあると。

これについては、過去の一般質問を遡ってみると、芦谷副委員長も触れられたり、その重要性についてどうなのかという問いを投げかけられたりしていることがわかった。しかし、先ほど課長が答弁されたように、地域にある文化資産をどう扱っていくのかという基本的な考え方を示したものは、いろいろ活動していく上で必要な方針、指針、必要なのではないかと思う。今現在、日本遺産の考え方や、先ほどから神楽やものづくりの部分や、いろいろな部分をどのように扱っていくか研究したいという発言があったが、そうしたものをどのような基準で対応していくのか。マスタープランのようなもの、何に従って基準を決められていくのか。歴史文化基本構想がない中で、何に沿ってそれを取り扱っていかれているのか。

文化スポーツ課長

これまでの文化財の指定については、これまでだけではないが、審議会において先生方の調査によって、文化財に上げられたものを指定してきている。先ほどおっしゃった活性化、活用に関する地域計画も去年、県で構想が示され、浜田市もそうした計画をつくる時期に来ていると思う。

今の時点では確かに活用計画はないので、そういう計画にのっとって進めるわけにいかないが、今いろいろ議論があった上で石見神楽、神楽に関するものを含めて、検討すべきと上がっているので、審議会のほうにも、委員個別のところにも、提案していったら、その中でどういった議論になるかも見ていかないとはいけないが、我々としては積極的に委員に話をもちかけていきたいと思っている。

三浦委員

話を戻すと、日本遺産という制度ができて、今のタイミングで今後それをどうしていくかは、しっかりと考え直すというか見つめ直す時期にあるのだろうと私は思う。加えて一つ一つの文化資産をどのように浜田の資源として位置づけていくか、それを明確に位置づけることでどういった効果が生まれるのかは、一つの指針みたいなものに従ってきちんと対応していくべきである。それが、歴史文化基本構想がよいのか、どういう形で整えればよいのかは、私ももう少し勉強したいと思うが、先ほどの課長の話だと、現在そうしたマスタープランのようなものは特設設

けてないとのことだったので、その点については今後の、要は浜田市としての活動を明らかにするメッセージだと思うので、ぜひつくっていただきたい。整理していただきたいと申し添えておきたい。

今コロナ禍でなかなか観光面での資産活用は難しい現状にあると思うが、せっかくこうした形で認められた地域の宝物なので、そうしたところをどのように活用できるかは、観光セクション、ほかのセクションと並行して、協働で、活用を一層推進していただきたい。

教育長

現在、歴史文化については本来基本構想があって、それに基づいて計画立てしていく性格のものだと思う。一方で現在は浜田市総合振興計画を策定中であり、その中にも歴史文化に関する項目が盛り込んである。十分ではないが、それを具体的な行動に移すということによって、これをもとに教育振興計画を今年度につくるので、少なくとも今定例会議、あるいは6月定例会議などで多くの議員からご指摘いただいた内容について行動に移す。私も少し、どういう形でやっていけるか考えてみたいと話したので、少なくとも教育振興計画の中には少しそうした要素を組み込んでいくことになろうかと思う。

大きな歴史文化基本構想をどうするかについては、少し時間を掛けたいが、少なくとも直近の課題としてこうした計画の中に、多くの方からいただいた意見は盛りこみたい。

芦谷副委員長

この前一言言ったので確認なのだが、このフロー図内の中に再審査がある。この再審査のところに「津和野今昔」が当てはまっていて、新聞情報では、自治体の取り組みが弱いので認定取り消しもあると理解していた。そのことを確認したい。

文化スポーツ課長

おっしゃるご認識で問題ないと思う。当時の記事は私もネットで確認したが、認定済み地域と新たに認定を希望する地域とを入れかえる可能性もあるということも書いてあるので、可能性としては再審査の結果、通ることも通らないこともあると思う。

芦谷副委員長

山陰の小京都である津和野でさえ認定取り消しの可能性がある。ひるがえって浜田の北前船の関係は令和4年である。今の状況を見ると、山陰の小京都と北前船寄港地外ノ浦を見ると、ちょっとこれは少し厳しいと感じるのだがどうか。

文化スポーツ課長

価値の優劣は私にはわからないが、浜田市のかかわる日本遺産はどちらも浜田市単独のものではない。北前船の場合は寄港地を持つ多数の自治体が組んでやっているし、神楽についても石見地域が組んでやっている。それぞれ中心となる自治体があったり、特に神楽の場合だと観光振興協議会が取りまとめている。浜田市だけの活動ではないので、広い範囲の活動を計画に上げて評価を受けているので、決して津和野一つに負けるような内容ではないかと思う。

津和野、山陰の小京都だが、この評価制度はそうした観光地のランクづけなどと違って、あくまで出された計画がしっかりできているか、今後出された計画がしっかり展望が開けるかというところで評価されると思うので、また浜田のかかわるものについても、更新時期にはそうした手続きをされるものと思っている。

芦谷副委員長

推測の確認だが、北前船、いくつも自治体があるが、その中で部分的

文化スポーツ課長
牛尾委員

に例えば、浜田の外ノ浦については弱いということがあって部分的に除外ということもあるのだろうか。

そこまで把握していない。

いろいろ話を伺っていて、これは文化庁がこのストーリーを発表されたときに、多分平成25年くらいに一般質問で取り上げさせていただいて、ストーリーを生かした観光振興ということで質問した記憶がある。

先ほど津和野の話があったが、津和野今昔は僕も行って見たが、この程度でという言い方をしたら津和野町長に叱られるが、あの程度ならあのようなことになっても仕方ないかなと、現場を見て認識している。

私はこの北前船に関しては一般質問で何度も言っているが、浜田の販路は、日本中はおろか大陸、沿海州など北前船に乗って行っている。それ一つ取ってもそういう寄港地が浜田にあって、販路をつくっていたと。その窯もまだ残っている。いろいろな切り口があるので、僕はそういう方面にも今後、何度も一般質問したが取り上げてはもらえなかったが、そういう面でも切り口を構えてもらえば、また違うのではないかと。

それとやはり浜田藩の関係でいえば川越が、1980年代から、このままでいけば川越の文化がなくなってしまうというので、浜田藩ゆかりの方が立ち上がられて、今日の小江戸をつくられた。そのノウハウは全部川越にあると我々がもらって帰っているの、その辺については非常に近い川越市の中に、日本のお手本があるので、ぜひ生かしてもらって今後の対応にしていただければと思うので、よろしく願います。

西村委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

14 その他

西村委員長

ほかに執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から執行部に対して何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席とされて構わない。数分間休憩とする。

《 執行部退席 》

[16時 51分 休憩]

[16時 58分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。これより、議案の9件の採決を行う。採決前に、自由討議を行う案件があるか。あれば事由討議の趣旨及び目的を示して提案をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、これより執行部提出の議案9件について採決を行う。

○議案第64号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第66号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第74号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第75号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第76号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合同規約の変更について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第77号 浜田地区広域行政組合同規約の変更について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○同意第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

○同意第 4号 浜田市教育委員会委員の任命について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

○同意第 5号 浜田市公平委員会委員の選任について

西村委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。
 以上で、総務文教委員会に付託された議案の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということによろしいか。
 (「異議なし」という声あり)
 それでは、9月29日の表決までに作成したタブレットに入れておくので、ご確認いただきたい。

15 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて

【総務文教委員会分】 (委員間で協議)

西村委員長

誠に申しわけないがつくれなかった。次回のチャンスはいつになるのか現時点でよくわからないが、締め切りはこの前確認しているように21日と聞いているので、それほど日はないのだが、もう一度チャンスをいただきたい。集まる日としてはどうなるか。

では9月14日、補正予算の審査が終了次第ということで、誠に申しわけないが再度集まっていたら。30分程度で済むとは思いますが。ということによろしく願います。

牛尾委員

今年皆で一緒に各保育園を回って一定の検討をして、まとめて市長へ申し入れをしたが、その折に、特に中山間地の保育園では職員のほとんどが旧市内から通っているとのことで、冬季の燃料代が大変なのだと。園でも補助しているが、できればお願いしたいという声があった。

上野委員に聞けば、旭町も旧市内から職員が結構お見えになるとのこと、かつては寒冷期には冬季の寒冷地域手当というのが若干出ていたのだが、できれば皆の合意が得られれば委員長を中心に、文書をつくるのは大変だろうから口頭で市長に、保育所処遇改善で、いわゆる旧市内から周辺地域に通っている保育士の処遇改善を申し入れしていただければと思っている。例えば12月、1月、2月、冬季3か月くらいは補助の上乗せなどの申し入れをぜひしていただければと思うのだがいかがだろうか。

西村委員長

それはもちろん我々の任期中にということ、例えば対象の園とは旧浜田以外は全部か。要するに対象者は全員ではなく、そういう意味での絞りこみというか。

牛尾委員

旧市内から中山間に通われる保育士、中山間から旧市内に通われる保育士が対象である。

西田委員

趣旨は理解するのだが、冬季限定で市内から寒冷地に通われるといえ、市職員やいろいろな分野で仕事されている方はすごくおられると思う。どこで線を引くのか、あるいは平等・公平性をどういう考え方でやるかも、いろいろと問題点もあるのではと思うのだが。

牛尾委員

市の職員とは雇用条件が全然違う。年収も違う。ただ、現場から、園としてもそういう手当はしているが、なかなかそれだけで追いつかないのでお願いされて、それはそうだと思って。保育士確保の観点からも必要ではないかと。全てを平等に扱うことには相いれないかもしれないが、子育て世代の方が困っておられるので支援すべきではないか、というのが私の論点である。

西村委員長

私も今初めて聞いたので何とも言えないところもあるが。少し引っかかるのは西田委員が言われた関連でいうと、市の正職員はどうというこ

とはないと思う。比較で言うと。もし保育園に通っておられる保育士の人が対象になった場合には、いわゆる会計年度任用職員などは、ものすごく条件が悪いわけだろう。要するに線引きがどうしても出てくるところはあると思う。それを言われたときにつらい部分がありはしないか。

牛尾委員

ただ、そういう人が現実にはいらっしやって、そういう訴えがあったのは事実なので、そういうところから少しずつ改革していくと、次に出て来れば、それも当然そうだなと。財源もあるが。

入り口でほかがあるからだめだというのではなく、子育て世代を背負っている人たちの処遇改善をするという目的でいけば、とりあえずやってみると。言ったからといって当局が受けるわけではないので。そういう訴えがあったので、訴えの一端を市長部局に届ける責任はある程度あるのではと思ったので。

なる、ならないはわからない。入り口からやらないというのであれば、せつかくそういう貴重な意見を拝聴したのに、そのことを伝えるまでにかかないのかということ非常に残念だと思う。

西村委員長も今期が任期最後でご勇退なので、最後に花道を飾る意味でぜひ頑張ってもらいたいと思う。それ以上はもう言わない。

西村委員長

今日どうしてもというわけではないと思う。時間も押しているので、皆に少し考えてみてもらえないか。今度何かの機会のために、あれはどうだったろうかとこちらから問うので考えてみてほしい。よろしく願います。

以上で総務文教委員会を終了する。

[17 時 15 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ㊟